

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-20
提出年月日	2023年8月24日

島根原子力発電所2号炉

保安規定審査基準の要求事項に対する

保安規定への記載方針について

2023年 8月
中国電力株式会社

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するにあたっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。（記載箇所：2-2 頁）

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。（記載箇所：2-3 頁）

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2および添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定審査基準の内容を記載する ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，新規制基準に係る保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定に記載すべき内容を記載する。また，記載にあたっては，文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，関連する実用炉規則および保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定および社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（二次文書）を記載する。 ○ 「（新規）」により，新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○ 「（既存）」により，既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○ 「（新規記載）」により，社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

3- (1) 保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	有
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	有
	第5条	保安に関する職務	有	
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. <u>本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第4条	保安に関する組織
2. <u>工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. <u>発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</u>	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	2. <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと</u>を含む。）について適切に定められていること。また、<u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u></u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子力発電保安委員会	—
		第7条	原子力発電保安運営委員会	有
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	有
	3. 特に、 <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から<u>発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</u></u>	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	4. <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、<u>電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、<u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u></u></u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子力発電保安委員会	—
		第7条	原子力発電保安運営委員会	有
		第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	有		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			びボイラー・タービン主任技術者の職務等	
	<u>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</u>	第9条の3	原子炉主任技術者電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第117条 第118条	所員への保安教育 協力会社従業員への保安教育	有 有
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第117条 第118条	所員への保安教育 協力会社従業員への保安教育	有 有
	3. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第117条 第118条	所員への保安教育 協力会社従業員への保安教育	有 有
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第118条	協力会社従業員への保安教育	有
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第117条	所員への保安教育	有
		第118条	協力会社従業員への保安教育	有
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. <u>発電用</u> 原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	運転員等の確保	有
	2. <u>発電用</u> 原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条	規定類の作成	有
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継および周知	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	有
		第16条	原子炉起動前の確認事項	有
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有
		第17条の2	内部漏水発生時の体制の整備	有
		第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有
		第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
		第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備	有
		第17条の6	資機材等の整備	有
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	—
	7. <u>発電用</u> 原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、 <u>重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）</u> 等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	反応度監視	—
		第21条	制御棒の動作確認	—
		第21条の2	制御棒の動作確認	—
		第22条	制御棒のスクラム機能	有
		第23条	制御棒の操作	—
		第24条	ほう酸水注入系	有
		第25条	原子炉熱的制限値	—
		第26条	原子炉熱出力および炉心流量	—
		第27条	計測および制御設備	有
		第27条の2	計測および制御設備	—
第28条	原子炉再循環ポンプ	—		
第28条の2	原子炉再循環ポンプ	—		
第29条	ジェットポンプ	—		
第30条	主蒸気逃がし安全弁	有		
第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	—		
第32条	非常用炉心冷却系、	有		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			原子炉隔離時冷却系 および高圧原子炉代 替注水系の系統圧力 監視	
		第33条	原子炉冷却材中のよ う素131濃度	—
		第34条	残留熱除去系原子炉 停止時冷却モードそ の1	有
		第35条	残留熱除去系原子炉 停止時冷却モードそ の2	有
		第36条	残留熱除去系原子炉 停止時冷却モードそ の3	有
		第37条	原子炉冷却材温度お よび原子炉冷却材温 度変化率	—
		第38条	原子炉圧力	—
		第39条	非常用炉心冷却系そ の1	有
		第39条の 2	非常用炉心冷却系そ の1	—
		第40条	非常用炉心冷却系そ の2	有
		第41条	原子炉隔離時冷却系	有
		第42条	主蒸気隔離弁	—
		第43条	格納容器および格納 容器隔離弁	有
		第44条	サブプレッションチェ ンバからドライウェ ルへの真空破壊弁	有
		第45条	サブプレッションチェ ンバの平均水温	有
		第46条	サブプレッションチェ ンバの水位	有
		第47条	可燃性ガス濃度制御 系	—
		第48条	格納容器内の酸素濃 度	有
		第49条	原子炉棟	有
		第50条	原子炉棟給排気隔離 弁	—
		第51条	非常用ガス処理系	有
		第52条	原子炉補機冷却水系 および原子炉補機海 水系	有
		第53条	高圧炉心スプレイ補 機冷却水系および高 圧炉心スプレイ補機 海水系	有
		第54条	燃料プールの水位お よび水温	—
		第55条	燃料または制御棒を 移動する時の原子炉 水位	—
		第56条	中央制御室非常用循 環系	有
		第57条	外部電源その1	有
		第57条の 2	外部電源その2	有
		第57条の 3	外部電源その3	有
		第58条	非常用ディーゼル発 電機その1	有
		第59条	非常用ディーゼル発 電機その2	有
		第60条	非常用ディーゼル燃 料油等	有

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第61条	直流電源その1	有
		第62条	直流電源その2	有
		第63条	所内電源系統その1	有
		第64条	所内電源系統その2	有
		第65条	重大事故等対処設備	有
		第66条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	—
		第67条	単一制御棒駆動機構の取り外し	—
		第68条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	—
		第69条	原子炉の昇温を伴う検査	—
		第70条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	—
		—	特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定	—
8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第71条	運転上の制限の確認	有	
9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第72条	運転上の制限を満足しない場合	有	
10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第74条	運転上の制限に関する記録	有	
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第75条	異常発生時の基本的な対応	—	
	第76条	異常時の措置	—	
	第77条	異常収束後の措置	有	
	第17条の9	電源機能等喪失時の体制の整備	有	
添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第76条関連)	有		
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず保全作業を行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること	第73条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有	
	第11条	構成および定義	有	
	第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	有	
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. <u>発電用</u> 原子炉の運転期間の範囲内で、 <u>発電用</u> 原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	有
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第81条	燃料の取替実施計画	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、 <u>実用炉規則第92条第1項第8号ニ</u> に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、 <u>実用炉規則第82条第4項</u> の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	4. <u>発電用</u> 原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、 <u>実</u>	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	<p>用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、<u>発電用原子炉の運転期間</u>（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）)を参考として記載していること。</p>			
	5. 特に、同結果において、 <u>発電用原子炉の運転期間</u> の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	6. <u>発電用原子炉の運転期間</u> を延長する場合には、 <u>実用炉規則第55条</u> に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても <u>発電用原子炉の安全性</u> について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. <u>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項</u> について定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会	—
		第7条	原子力発電保安運営委員会	有
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第91条	管理区域の設定および解除	有
		添付4	管理区域図（第91条、第92条関連）	有
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第92条	管理区域内における区域区分	有
		添付4	管理区域図（第91条、第92条関連）	有
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第93条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第94条	管理区域への出入管理	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第94条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第95条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第102条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第103条	発電所外への運搬	—
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第96条	保全区域	有
		添付5	保全区域図（第96条関連）	—
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第97条	周辺監視区域	—
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第104条	協力会社の放射線防護	—
	第90条の2	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第88条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第89条	放出管理用計測器の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体	—	—	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。			
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第98条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as Reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第101条	放射線計測器類の管理	有
		第90条	放射線管理に係る基本方針	—
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第98条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第99条	床、壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第100条の2	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第102条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第102条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第103条	発電所外への運搬	—
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
		8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理
	第86条の3		事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
	9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u>	第91条	管理区域の設定および解除	有
第92条		管理区域内における区域区分	有	
第95条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第99条		床、壁等の除染	—	
第102条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
添付3		重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第17条の7および第17条の8関連）	有	
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第88条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第89条	放出管理用計測器の管理	—
		第100条の2	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	第101条	放射線計測器類の管理	有	
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	—	—	
	—	—	—	
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯	第78条	新燃料の運搬	—
		第79条	新燃料の貯蔵	有
		第84条	使用済燃料の貯蔵	有

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第84条の2	使用済燃料の運搬	有
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第78条	新燃料の運搬	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、 <u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書</u> において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第84条の2	使用済燃料の運搬	有
		第81条	燃料の取替実施計画	—
		第82条	燃料移動手順	—
		第83条	燃料移動	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第100条	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第85条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第87条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第88条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第85条の2	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第107条	原子力防災組織	有
		第108条	原子力防災組織の要員	—
		第109条	原子力防災資機材等の整備	有
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第109条	原子力防災資機材等の整備	有
		第110条	通報経路	有
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第112条	通報	有
		第107条	原子力防災組織	有
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画よることが定められていること。	第113条	緊急時体制の発令	有
		第114条	応急措置	有
		第115条	緊急時における活動	—
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第108条の2	緊急作業従事者の選定	有	
	第108条の2			
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第115条の2	緊急作業従事者の線量管理等	-
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第116条	緊急時体制の解除	有
9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u>	第111条	緊急時訓練	有
実用炉規則第92条第1項第16号【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	第12条	運転員等の確保	有
	第17条	火災発生時の体制の整備	有
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有
	第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有
	第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
	第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備	有
	第17条の6	資機材等の整備	有
	第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備	有
	第17条の8	大規模損壊発生時の体制の整備	有
	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準（第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4および第17条の5関連）	有
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第17条の7および第17条の8関連）	有
	<p>1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p>(1) <u>発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① <u>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p>② <u>①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p>③ <u>②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① <u>重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>② <u>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>③ <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>④ <u>重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>② <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>③ <u>大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>④ <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</u></p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① <u>許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処</u></p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無
<p>することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>			
<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p> <p>2. 原子炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、原子炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	第119条	記録	—
<p>【記録及び報告】</p>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	第119条	記録	—
	第120条	報告	有
	第9条	原子炉主任技術者の職務等	有
	第120条	報告	有
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、原子炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉につ</p>	第106条	施設管理計画	有
	第106条	設計管理	—
	の2		
	第106条	作業管理	—
	の3		
	第106条	使用前事業者検査の実施	—
	の4		
	第106条	定期事業者検査の実施	—
	の5		
	第13条	巡視点検	有
	第106条	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	—
	の6		
	—	[長期施設管理方針]	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	いては、長期施設管理方針が定められていること。		については別途申請中]	
	4. <u>実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u>	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	5. <u>長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</u>	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u>	第106条の4	使用前事業者検査の実施	—
		第106条の5	定期事業者検査の実施	—
	7. <u>燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</u>	第80条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. <u>プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第106条	施設管理計画	有
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. <u>発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u> 2. <u>情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u> 2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u>	第1条	目的	—
		第1条	目的	—

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	実用炉規則第92条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
第92条(保安規定)	<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にするため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「<u>原子力安全文化育成・維持基本要領</u>」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(4) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(内部監査部門を除く。)は、社長のコミットメントを受け、「<u>原子力安全文化育成・維持基本要領</u>」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>・記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ <u>原子力安全文化育成・維持基本要領</u></p>	<p>・ 法令関係遵守活動については、規定文書に基づき実施している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																								
		<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="940 1294 1230 1863"> <thead> <tr> <th>一次文書名(関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程(第3条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則(第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則(第3条)</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1619 1294 1948 1863"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条 項・項目</th> <th colspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書 名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>一次 文書 名</th> <th>二次文 書名(関 連条文)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>原子力品質保 原子力品質保</td> <td>電源 事業本 部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名(関連条文)	制定者	品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程(第3条)	社長	原子力品質保証細則(第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則(第3条)	内部監査部門長	関連条 項・項目	実施部門		監査部門		一次文書 名	二次文書名 (関連条文)	一次 文書 名	二次文 書名(関 連条文)	5.4.1 品質目標	原子力品質保 原子力品質保	電源 事業本 部長				<p>・原子力品質保証規程(既存)</p>	
一次文書名(関連条文)	制定者																												
品質マネジメントシステム計画	社長																												
原子力品質保証規程(第3条)	社長																												
原子力品質保証細則(第3条)	電源事業本部長																												
原子力安全管理監査細則(第3条)	内部監査部門長																												
関連条 項・項目	実施部門		監査部門																										
	一次文書 名	二次文書名 (関連条文)	一次 文書 名	二次文 書名(関 連条文)																									
5.4.1 品質目標	原子力品質保 原子力品質保	電源 事業本 部長																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																								
<p>5.5.1 責任および権限</p>	<p>主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(第8条から第9条の3)</p>	<table border="1"> <tr> <td>証規程</td> <td>証細則</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	証規程	証細則	電源事業本部長	<table border="1"> <tr> <td>証規程</td> <td>証細則</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	証規程	証細則	電源事業本部長																					
証規程	証細則	電源事業本部長																												
証規程	証細則	電源事業本部長																												
<p>5.5.4 組織の内部情報の伝達</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 要員の量の確保および教育訓練</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部門</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名(関連条文)</th> <th>監査部門</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条第7条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> <td>内部監査部門長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー基本要領(第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> <td>内部監査部門長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>力量および教育訓練基本要領(第3条第117条第118条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力品質保証細則</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> <td>内部監査部門長(原子力監査)</td> </tr> </tbody> </table>	実施部門	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	監査部門	制定者	内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条第7条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)	マネジメントレビュー基本要領(第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)	力量および教育訓練基本要領(第3条第117条第118条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)				
実施部門	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	監査部門	制定者																									
内部コミュニケーション基本要領(第3条第6条第7条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)																									
マネジメントレビュー基本要領(第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)																									
力量および教育訓練基本要領(第3条第117条第118条)	電源事業本部長	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)																									
<p>7.1 個別業務に必要なプロセス計画の計画</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施部門</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名(関連条文)</th> <th>監査部門</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力品質保証</td> <td>電源事業本部長(原子力管理)</td> <td>原子力品質保証</td> <td>原子力品質保証</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> <td>内部監査部門長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証</td> <td>電源事業本部長(原子力管理)</td> <td>原子力品質保証</td> <td>原子力品質保証</td> <td>原子力安全管理監査要領(第3条)</td> <td>内部監査部門長(原子力監査)</td> </tr> </tbody> </table>	実施部門	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	監査部門	制定者	原子力品質保証	電源事業本部長(原子力管理)	原子力品質保証	原子力品質保証	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)	原子力品質保証	電源事業本部長(原子力管理)	原子力品質保証	原子力品質保証	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)										
実施部門	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	監査部門	制定者																									
原子力品質保証	電源事業本部長(原子力管理)	原子力品質保証	原子力品質保証	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)																									
原子力品質保証	電源事業本部長(原子力管理)	原子力品質保証	原子力品質保証	原子力安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門長(原子力監査)																									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容					
		証 規 程	証 細 則	定期点検 基本要領(第 106条の6)	業本部 長	/	/
		原子力品質保証 規程	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	運転管理要領 (第11条から 第16条、第18 条から、第7 条)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 細則	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	燃料管理要領 (第78条から 第84条の2)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 規程	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	放射性廃棄物 管理要領(第 85条から第89 条)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 細則	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	放射線管理要 領(第90条か ら第104条)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 規程	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	施設管理要領 (第106条から 第106条の6)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 細則	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	緊急時の措置 要領(第17条 の2から第17 条の9、第107 条から第116 条、第120条)	島根原 子力発 電所長	/	/
		原子力品質保証 規程	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	火災防範計画 (第17条)	島根原 子力発 電所長	/	/
関連 条項 項目		一次文 書名	二次文書 名(関連条 文)	制定 者	一次文 書名	二次文書名 (関連条文)	制定 者
7.1 個別 業務 に必 要な プロ セス の計 画(つ づき)		原子力品質保証 規程	原子力安全 全文化育成 維持基 本要領(第 2条の2、 第2条の3)	電源 事業部 本部長	原子力品質保証 規程	原子力安全管理 監査細則	原子力安全管理 監査要 領(第2条の 2、第2条の 3)
関連 条項 項目		一次文書	二次文書名	制定	一次	二次文	制定
						監査部門	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定				記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
		記載すべき内容								
		名	(関連条文)	者	文書名	者	書名(関連条文)			
7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等		原子力品質保証細則	外部コミュニケーション基本要領(第3条)	電源事業本部長	/	/	/			
7.3 設備開閉		原子力品質保証規程	設計・開発管理基本要領(第3条)	電源事業本部長	/	/	/			
7.4 調達 7.5.5 調達物品の管理		原子力品質保証細則	調達管理基本要領(第3条)	電源事業本部長	/	/	/			
		関連条項・項目	実施部門	制定者	一次文書名	一次文書名	二次文書名(関連条文)	制定者		
8.2.1 組織の外部の者の意見		原子力品質保証細則	外部コミュニケーション基本要領(第3条)	電源事業本部長	/	/	/	/		
8.2.3 プロセスの監視規定		原子力品質保証規程	監制御定および分析基本要領(第3条) 不適合等管理基本要領(第3条)	電源事業本部長	/	/	/	/		
8.2.4 機器等の検査等		原子力品質保証規程	検査管理要領(第3条) 第106条の4、第106条の5)	根原子発所長	/	/	/	/		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																													
		記載すべき内容																																		
8.4 データの分析および評価		監制御定および分析基本要領(第3条)	電源事業本部長	原子炉施設の定期的な評価基本要領(第10条)	原子炉品質保証規程	原子炉安全管理監査細則	原子炉安全管理監査要領(第3条)	内部監査部門部長(原子力監査)																												
		原子炉施設の定期的な評価基本要領(第10条)	電源事業本部長																																	
<p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>																																				
関連条項項目 42.3 文書の管理 42.4 記録の管理 82.2 内部監査 8.3 不適の管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名(関連条項)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次文書名</td> <td>原子炉品質保証細則</td> <td>原子炉品質保証規程</td> </tr> <tr> <td>二次文書名(関連条項)</td> <td>原子炉品質保証規程</td> <td>原子炉安全管理監査細則</td> </tr> <tr> <td>制定者</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子炉安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>制定者</td> <td>電源事業本部長</td> <td>内部監査部門部長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>一次文書名</td> <td>原子炉品質保証規程</td> <td>原子炉安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>二次文書名(関連条項)</td> <td>原子炉品質保証細則</td> <td>原子炉安全管理監査要領(第3条)</td> </tr> <tr> <td>制定者</td> <td>電源事業本部長</td> <td>内部監査部門部長(原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>制定者</td> <td>電源事業本部長</td> <td>内部監査部門部長(原子力監査)</td> </tr> </tbody> </table>							実施部門	監査部門		一次文書名	二次文書名(関連条項)	一次文書名	原子炉品質保証細則	原子炉品質保証規程	二次文書名(関連条項)	原子炉品質保証規程	原子炉安全管理監査細則	制定者	電源事業本部長	原子炉安全管理監査要領(第3条)	制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)	一次文書名	原子炉品質保証規程	原子炉安全管理監査要領(第3条)	二次文書名(関連条項)	原子炉品質保証細則	原子炉安全管理監査要領(第3条)	制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)	制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)
実施部門	監査部門																																			
	一次文書名	二次文書名(関連条項)																																		
一次文書名	原子炉品質保証細則	原子炉品質保証規程																																		
二次文書名(関連条項)	原子炉品質保証規程	原子炉安全管理監査細則																																		
制定者	電源事業本部長	原子炉安全管理監査要領(第3条)																																		
制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)																																		
一次文書名	原子炉品質保証規程	原子炉安全管理監査要領(第3条)																																		
二次文書名(関連条項)	原子炉品質保証細則	原子炉安全管理監査要領(第3条)																																		
制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)																																		
制定者	電源事業本部長	内部監査部門部長(原子力監査)																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																			
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																		
		<table border="1"> <tr> <td>未</td> <td>然</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防</td> <td>止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処</td> <td>置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【以下、省略】</p>	未	然					防	止					処	置							
未	然																						
防	止																						
処	置																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2</p> <p>【省略】</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 <u>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(2)電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の育成および維持)に関する活動として、保安に関する組織(内部監査部門を除く。)における関係法令および保安規定の遵守を確実に<u>行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</u></p> <p>(3) 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の育成および維持)に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に<u>行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</u></p> <p>(4) 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 電源事業本部長(原子力安全監理)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の統括に関する業務を行う。また、<u>健全な安全文化を育成し、および維持する活動(内部監査部門の活動を除く。)の統括に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) 電源事業本部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務(発電所における保安に関する業務のうち保安教育の統括、<u>火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全文化育成・維持 基本要領 	<ul style="list-style-type: none"> 法令関係遵守活動については、規定文書に基づき実施している。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)を統括する。 【中略】</p> <p>(12) マネージャー(監視評価)は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況(内部監査部門の活動を除く。)の監視評価に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>【中略】</p> <p>(9) 課長(技術)は、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>【中略】</p> <p>(17) 課長(保修管理)は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに火災発生時の体制の整備に関する業務を行う。 【中略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>2. 保安に関する職務のうち、<u>発電所組織の職務は次のとおり。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(9) 課長(技術)は、<u>内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) <u>第2項(7)から(27)に定める職位(第2項(16)の当直長を除く。)</u>(以下「各課長」という。)、当直長、<u>原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)</u>は、<u>所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</u>。また、<u>課長(廃止措置総括)は、第2編第127条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</u></p> <p>(2) <u>各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)は、第1項(11)および(12)、第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)の指示・指導に従い業務を実施する。</u></p> <p>【省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第2号 品質マネジメントシステム	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。))については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規発第1912257号一2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じた、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含まれた文書体系の中で定める場合には、</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品質マネジメントシステム計画」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・ 品質規則に基づく反映</p>	<p>・ 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・ 品質規則の要求事項等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 当該文書体系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条</p> <p>【中略】</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1)組織(第4条(保安に関する組織)に示す部門(第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。)すべてをいう。以下、本編において同じ。))は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)に基づき重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>【中略】</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 該当規定文書に基づき、文書及び記録の管理を行う。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p> <p>(1)品質方針および品質目標</p> <p>(2)品質マニュアル</p> <p>【中略】</p> <p>(3)実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <p>【中略】</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4. 2. 1(4)の表の4. 2. 3項および4. 2. 1(3)の表の7. 1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4. 1(2)c. を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>新規制基準を踏まえ、新たに保安規定にて管理する業務に関する基本マニュアル等の位置づけを反映する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 <u>保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</u></p> <p>(1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。))を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の育成および維持)に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステムの管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の育成および維持)に関する活動として、保安に関する組織(内部監査部門を除く。)における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の育成および維持)に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p>		<p>原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・本社における職務を記載する。</p>

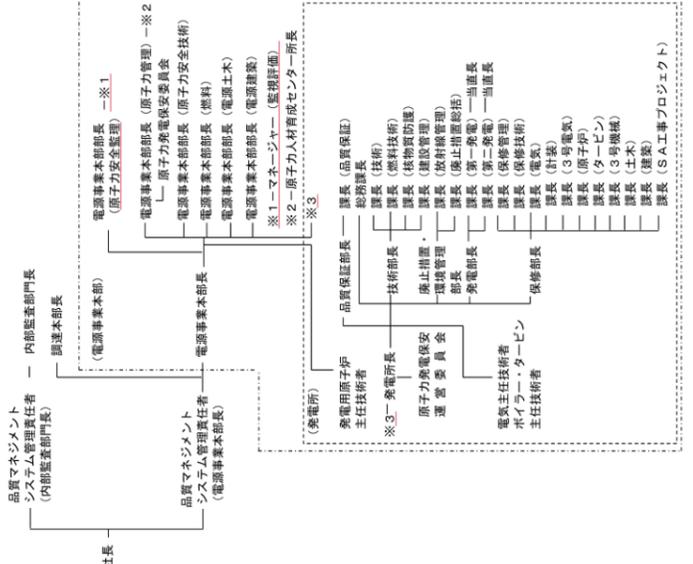
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(4) 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 電源事業本部部长(原子力安全監理)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動(内部監査部門の活動を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 電源事業本部部长(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務(発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備)に関する業務を含む。)を統括する。</p> <p>(7) 電源事業本部部长(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部部长(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部部长(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部部长(電源建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(27)に定める職位(第2項(16)の当直長を除く。)(以下「各課長」という。)、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。また、課長(廃止措置総括)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化 		
			<ul style="list-style-type: none"> 新規基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>は、第2編第127条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)は、<u>第1項(11)および(12)、第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。</u>また、所属員は各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> 		<p>原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発電所における組織図、職務を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>【中略】</p> <p>2. <u>保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</u></p> <p>(1) <u>発電所長</u> (以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務(保安教育の総括に関する業務を除く。)を統括する。</p> <p>(2) <u>品質保証部長</u>は、課長(品質保証)の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) <u>技術部長</u>は、課長(技術)、課長(燃料技術)、課長(核物質防護)および課長(建設管理)の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) <u>廃止措置・環境管理部長</u>は、課長(放射線管理)および課長(廃止措置総括)の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) <u>発電部長</u>は、課長(第一発電)および課長(第二発電)の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) <u>保修部長</u>は、課長(保修管理)、課長(保修技術)、課長(電気)、課長(計装)、課長(3号電気)、課長(原子炉)、課長(タービン)、課長(3号機械)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) <u>課長(品質保証)</u>は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) <u>総務課長</u>は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) <u>課長(技術)</u>は、<u>内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務</u>を行う。</p> <p>(10) <u>課長(燃料技術)</u>は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(11) 課長(核物質防護)は保安区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長(放射線管理)は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長(建設管理)は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う</p> <p>(14) 課長(第一発電)は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(15) 課長(第二発電)は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直長は、業務を所管している課長(第一発電)または課長(第二発電)(以下「課長(発電)」という。)のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(17) 課長(保修管理)は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに<u>火災発生時</u>の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長(保修技術)は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長(電気)は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長(計装)は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長(3号電気)は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長(原子炉)は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長(タービン)は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(24)課長(3号機械)は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(25)課長(土木)は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(26)課長(建築)は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(27)課長(SA工事プロジェクト)は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1)第2項(7)から(27)に定める職位(第2項(16)の当直長を除く。)(以下「各課長」という。)、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。また、課長(廃止措置総括)は、第2編第127条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2)各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)は、第1項(11)および(12)、第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長、原子力人材育成センター所長およびマネージャー(監視評価)の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化 	該当規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第95条(発電用原子炉主任技術者の選任等)</p> <p>法第四十三條の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p> <p>3 法第四十三條の三の二十六第二項で準用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1)原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2)原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部長(原子炉主任技術者)の職責として、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を行う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者は、電源事業本部長(原子炉安全監理)、原子炉人材育成センター所長、マネージャ(監視評価)、副所長、品質保証部長、廃止措置・環境管理部長または課長(品質保証)のいずれかの職位を兼務することができる。</p> <p>6. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実用炉規則が変更となつたことから原子炉主任技術者の選任にあつて必要となる業務経験を保安規定に記載する。 炉主任を兼任する際の独立性確保について反映する。 TS-62 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者の選任にあつては、実用炉規則第95条第2項1号から4号に定める業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することを定める。また、それぞれに該当する具体的な業務について整理し、定める。(新規記載) 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定める。(既存) 原子炉主任技術者は、特別管理職または上級管理職とすることを定める。(新規記載) 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とすることを定める。(新規記載) 兼任できる職位を定める。(新規記載) 職務を遂行できない場合の代行者との交代、長期に渡る場合はあらためて選任することを定める。(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>九年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>2. <u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【中略】 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)および第9条の2(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定める責任(担当業務に応じて、組織の内対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(原子力発電保安委員会) 第6条 (原子力発電保安運営委員会) 第7条 【第1項第8号ホの反映として整理】 (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。 (1)原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。 (2)表9-1に定める事項のうち、第117条および第118条については、電源事業本部長(原子力管理)の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4)表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5)第120条(報告)第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を確認し、その確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限および組織上の位置付けを第3条において明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定の各表に定める事項等について確認する。(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>記載すべき内容</p> <p>したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。</p> <p>(6)保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。</p> <p>(7)保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならぬ。</p> <p>(8)その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。</p> <p>(6)保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。</p> <p>(7)保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならぬ。</p> <p>(8)その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>	

表9-1

条文	内容
第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)
第37条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値
第77条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動
第81条(燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画
第91条(管理区域の設定および解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除
第117条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第118条(協力会社従業員への保安教育)	協力会社従業員への保安教育実施計画

表9-2

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
記載すべき内容		条文	内容				
		第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果				
		第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)				
		第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)				
		第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻および積雪等が発生した場合に講じた措置の結果				
		第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)				
		第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(2号炉)				
		第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)				
		第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順				
		第35条(残留熱除去系原子炉停止時冷却モード その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去ができる期間				
		第65条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(2号炉)				
		第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順				
		第72条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合 運転上の制限を満足していると判断した場合 運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰 必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していること判断した場合				
		第73条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置				
		第75条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容					
		第76条(異常時の措置)	異常の収束				
		第81条(燃料の取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果				
		第120条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合				
			放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合				
			外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合				
			「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第144号に定める報告事象が生じた場合				
		記 録 項 目					
		1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 					
		2. 制御材の位置					
		3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状または性状に関する検査の結果 					

表9-3

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>4. 点検報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果 <p>5. 引継日誌</p> <p>6. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 <p>7. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類およびその運搬の経路 <p>8. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>9. 保安教育の実施報告</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 特に、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、<u>上位者等との関係</u>において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は<u>事業所</u>の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 <u>(1)原子炉施設の施設管理に関する業務</u> <u>(2)原子炉の運転に関する業務</u> <u>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</u> <u>(4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</u></p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、<u>電源事業本部の特別管理職または上級管理職</u>とし、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を行う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者は、<u>電源事業本部長(原子力安全監理)</u>、<u>原子力人材育成センター所長</u>、<u>マネージャー(監視評価)</u>、<u>副所長</u>、<u>品質保証部長</u>、<u>廃止措置・環境管理部長または課長(品質保証)のいずれかの職位を兼務することができる。</u></p> <p>6. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(2号炉の原子炉主任技術者については、<u>早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。</u>)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実用炉規則が変更となったことから原子炉主任技術者の選任にあたって必要となる業務経験を保安規定に記載する。 炉主任を兼任する際の独立性確保について反映する。 TS-62 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者の選任にあたっては、実用炉規則第95条第2項1号から4号に定める業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することを定める。また、それぞれに該当する具体的な業務について整理し、定める。(新規記載) 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定める。(既存) 原子炉主任技術者は、特別管理職または上級管理職とすることを定める。(新規記載) 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とすることを定める。(新規記載) 兼任できる職位を定める。(新規記載) 職務を遂行できない場合の代行者との交代、長期に渡る場合はあらためて選任することを定める。(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>【中略】</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)および第9条の2(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外部に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(原子力発電保安委員会) 第6条 (原子力発電保安運営委員会) 第7条</p> <p>【第1項第8号ホの反映として整理】</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。</p> <p>3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限および組織上の位置付けを第3条において明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任・解任の要件を定める。(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じた工事、維持および運用に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示、指導・助言する。また、電気事業法に基づく工事計画および原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定められた区分に従って、検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) あらかじめ定める記録の内容を確認する。</p> <p>2. 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有)</p> <p>第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者(以下、「主任技術者」という。)は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。</p>	<p>(別途、変更認可済)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務を定める。(既存)
	<p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>		<p>(別途、変更認可済)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有について定める。(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項</p>	<p>保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)</p> <p>実用炉規則第92条第1項第7号 保安教育</p> <p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者)に属する者を含む。以下「従業員」という。)に於いて、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないこととを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>(1)原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、2、3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長(原子力管理)の承認を得る。</p> <p>(2)原子力人材育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条(原子力発電保安委員会)第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3)各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、毎年度毎に実施結果を所長および電源事業本部長(原子力管理)に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4)原子力人材育成センター所長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>【表117-2については変更なし】</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 力量および教育訓練基本要領(既存)</p> <p>・ 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等および大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
<p style="text-align: center;">図 17-1-1 (保安教育実施方針 (総括表))</p>	<p style="text-align: center;">図 17-1-2 (保安教育実施方針 (選別表))</p>	<p style="text-align: center;">図 17-1-3 (保安教育実施方針 (選別表))</p>	<p style="text-align: center;">図 17-1-4 (保安教育実施方針 (選別表))</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づき実施されていることを確認する。 なお、総務課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、総務課長が、電源事業本部部长(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. 各課長は、<u>火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること(重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。))の実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、<u>電源事業本部部长(原子力管理)の承認を得る。</u></u></p> <p>6. 各課長は、<u>第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認する。</u>原子力人材育成センター所長は、その実施結果を所長および電源事業本部部长(原子力管理)に報告する。 なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>各課長が、電源事業本部部长(原子力管</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 協力会社従業員に対する火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時に関する事項について反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 力量および教育訓練基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>【参考】重大事故対処設備等について直接規定なし)</p> <p>第3条(発電用原子炉の設置の許可の申請)法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)</p> <p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで。</p> <p>発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 課長(発電)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する[※]。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 課長(発電)は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で、2交替勤務を行わせる。(3号炉については4班以上編成した上で、3交替勤務を行わせる。)なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表12-1-1に定める人数のうち、1名は当直長[※]とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 課長(発電)は、表12-1-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を当直長、当直副長、当直主任または運転士の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は当直長または当直副長とする。</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、課長(技術)は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 課長(発電)は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・ TS-43 参照</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 運転員の確保について記載する。</p> <p>・ 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第4条(重大事故)</p> <p>法第四十三條の三の六第一項第三号の原 子力規制委員会規則で定める重大な事故 は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 炉心の著しい損傷</p> <p>二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体 又は使用済燃料の著しい損傷</p> <p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定に よる保安規定の認可を受けようとする者は、 認可を受けようとする工場又は事業所ごと に、次に掲げる事項について保安規定を定 め、これを記載した申請書を原子力規制委員 会に提出しなければならない。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の運転に関すること であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整 備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認 すべき事項及び運転の操作に必要な事 項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関すること (第十五号に掲げるものを除く。)</p>		<p>じた必要な力量(以下、本条において「力量」とい う。)を確保できていないと判断した場合は、速やか に、表12-1に定める人数の者を確保する体制か ら、力量が確保できていないと判断された者を除外 し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て 体制を構築する。</p> <p>6. 課長(発電)は、第5項を受け、力量が確保できてい ないと判断された者については、教育訓練等により、 力量が確保されていることを確認した後、原子炉主 任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に 定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7. 課長(発電)は、表12-1に定める人数の者に欠員 が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 課長(技術)は、第17条の7第3項(2)の成立性の 確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確 保できていないと判断した場合は、速やかに、表12 -3に定める人数の者を確保する体制から、力量が 確保できていないと判断された者を除外し、原子炉 主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築 する。</p> <p>9. 課長(技術)は、第8項を受け、力量が確保できてい ないと判断された者については、教育訓練等により、 力量が確保されていることを確認した後、原子炉主 任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に 定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 課長(技術)は、表12-3に定める人数の者に欠 員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数 の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原 子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速 やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停 止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安 全を確保する。</p> <p>※1:重大事故等対処施設等の使用を開始するにあた っては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を 実施する。</p>	<p>・ TS-43 参照</p> <p>・ 体制が確保できない場合、原子炉 停止等の措置を講じ、安全を確保 することを追記。</p>	該当規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																											
		<p>※2:2号炉の当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="541 1314 846 1863"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合</td> <td>7名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>低温停止および 燃料交換の場合</td> <td>5名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="968 1273 1213 1863"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合</td> <td>2名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>低温停止および 燃料交換の場合</td> <td>2名以上</td> <td>1名以上</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1" data-bbox="1293 1282 1444 1863"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>31名以上^{※3}</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>招集</td> <td>46名以上^{※3}</td> <td>8名以上^{※4}</td> </tr> </table> <p>※3:2号炉の対応要員とする。 ※4:火災の規模に応じ招集する。</p>	中央制御室名	2号炉	3号炉	原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合	7名以上	3名以上	低温停止および 燃料交換の場合	5名以上	2名以上	中央制御室名	2号炉	3号炉	原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合	2名以上	2名以上	低温停止および 燃料交換の場合	2名以上	1名以上	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	31名以上 ^{※3}	7名以上	招集	46名以上 ^{※3}	8名以上 ^{※4}			
中央制御室名	2号炉	3号炉																														
原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合	7名以上	3名以上																														
低温停止および 燃料交換の場合	5名以上	2名以上																														
中央制御室名	2号炉	3号炉																														
原子炉の状態 運転、起動および 高温停止の場合	2名以上	2名以上																														
低温停止および 燃料交換の場合	2名以上	1名以上																														
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊																														
常駐	31名以上 ^{※3}	7名以上																														
招集	46名以上 ^{※3}	8名以上 ^{※4}																														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)</p> <p>2. <u>発電用</u>原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(規定類の作成)</p> <p>第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改正にあたっては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1)原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2)巡視点検に関する事項 (3)異常時の操作に関する事項 (4)警報発生時の措置に関する事項 (5)原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6)定期試験に関する事項 (7)誤操作の防止に関する事項(2号炉) (8)火災発生時、内部溢水発生時(2号炉)、火山影響等発生時(2号炉)、<u>その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時(2号炉)の体制の整備に関する事項</u> (9)重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(2号炉)</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記 ・設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 ・TS-44 参照 ・TS-45 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理要領(既存) ・ 火災防護計画(新規) ・ 緊急時の措置要領(新規) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤操作の防止に関する事項について記載する。(新規記載) ・ 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(引継) 第15条 【変更なし】</p> <p>(運転管理業務) 第12条の2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を完全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設(系統より切離されている施設*を除く。)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>(2) 各課長または当直長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p> <p>b. 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号b.による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</p> <p>(4) 各課長または当直長は、第3節(第71条から第74条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足してい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 運転管理業務について再整理し、保安規定へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転員の引継ぎについては既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>ることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1: <u>系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 各課長および当直長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、各課長が点検を実施した結果は、課長(発電)に通知する。 (1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設 2. 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文中で定事検停止時に各課長から課長(発電)に通知されることになっている確認項目※1※2について、通知が完了していることを確認する。 ※1:原子炉起動のための制御棒引き抜き以降に実施される確認項目を除く。 ※2:定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第17条 【第1項第16号の反映として整理】 (内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2 【第1項第16号の反映として整理】 (火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 【第1項第16号の反映として整理】</p>	<p>・重大事故等対処設備が新設されたことを踏まえ、設備管理箇所の課長(各課長)および当直長にて点検を実施すること、点検結果を課長(発電)に通知することを反映。 ・ TS-66 参照</p> <p>・ 実用炉規則が変更されたことから、実用炉規則の記載を踏まえ保規定に反映する。 ・ 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映。 ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p> <p>・ 火災防護計画(新規)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 原子炉起動前に確認すべき事項について、重大事故等対処設備を追記する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(<u>その他自然災害発生時等の体制の整備</u>) <u>第17条の4</u> <u>[2号炉]</u> <u>課長(技術)は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動[※]を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の<u>確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2)に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u></u></p> <p>(1) <u>その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(2) <u>その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p>(3) <u>その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、<u>第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. 当直長は、<u>その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、</u></p>		<p>緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>その他自然災害(地震、津波、竜巻及び積雪等)発生時の対応について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、定期的発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1:<u>その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【3号炉省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(有毒ガス発生時の体制の整備) 第17条の5 <u>[2号炉]</u> 課長(技術)は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の防護のための活動[※]を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) 有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること (3) 有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 2. 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。 3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1: 有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p>	<p>TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 TS-88 参照</p>	<p>緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>有毒ガス発生時の対応について記載する。(新規記載)</p>

【添付2は、別紙参照】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [2号炉] 各課長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 課長(技術), 課長(放射線管理), 課長(第一発電), 課長(保修管理), 課長(電気)および課長(原子炉)は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができ。 (2) 課長(電気)および課長(計装)は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全ハバメータ表示システム(SPDS)およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(水質管理) 第18条 【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置(変更)許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照 <p>【10.11 安全避難通路等】 【10.12 通信連絡設備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材等の管理に関する事項について記載する。(新規記載) 原子炉冷却材の水質管理については既に記載していることから変更なし

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>7. <u>発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)</u>等について、<u>運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)</u>、<u>LCOを逸脱しないことの確認(以下「サーベイランス」という。)</u>の実施方法及び頻度、<u>LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)</u>並びに<u>要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)</u>が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>第3節 運転上の制限 【第19条～26条, 第27条の2～第31条, 第33条～第38条, 第39条の2, 第42条～第44条, 第46条, 第47条, 第50条～第57条の2, 第58条, 第59条, 第63条, 第64条, 第66条～第70条省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備のLCO等の設定について審査基準に追加あり (特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																		
		<p>(計測および制御設備) 〔2号炉〕 第27条</p> <p>【中略】</p> <p>表27-3-3-4(2号炉 自動減圧系計装) 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャネル数とは、論理毎のすべてのチャネル数をいう。</p> <table border="1" data-bbox="911 1294 1150 1863"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャネル数(論理毎)</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 残留熱除去ポンプ運転中^{*1}または低圧炉心スプレイポンプ運転中^{*1}</td> <td>運転起動[*]、²高温停止^{**2}</td> <td>2^{**3}</td> <td>A. 片方の論理が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合またはA条件の要求される措置が</td> <td>B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	4. 残留熱除去ポンプ運転中 ^{*1} または低圧炉心スプレイポンプ運転中 ^{*1}	運転起動 [*] 、 ² 高温停止 ^{**2}	2 ^{**3}	A. 片方の論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間				B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合またはA条件の要求される措置が	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間	<p>炉心注水が行われない状態で、逃がし安全弁が開放されることを防止するため自動減圧機能に低圧ECCSポンプ作動信号を追加したこととの反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 新規制基準要求を踏まえ、自動減圧系計装について追加する。(新規記載) 	該当規定文書	記載内容の概要
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間																		
4. 残留熱除去ポンプ運転中 ^{*1} または低圧炉心スプレイポンプ運転中 ^{*1}	運転起動 [*] 、 ² 高温停止 ^{**2}	2 ^{**3}	A. 片方の論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間																		
			B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合またはA条件の要求される措置が	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																			
	<p>完了時間内に達成できない場合</p> <p>※1:対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、<u>第65条(65-3-1 代替自動減圧機能)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※2:原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3:自動減圧系A系は残留熱除去系1チャンネルおよび低圧炉心スプレイス1チャンネルをいい、自動減圧系B系は残留熱除去系2チャンネルをいう。</p> <p>【中略】</p> <p>5. その他の計装</p> <p>(6)中央制御室外原子炉炉停止装置計装 中央制御室外原子炉炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5-6(2号炉 中央制御室外原子炉炉停止装置計装)</p> <table border="1" data-bbox="1241 1294 1965 1860"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">運転起動高温停止</td> <td>A. 動作不能な要素が1つの場合</td> <td>A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> <td>B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成で</td> <td>B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。</td> <td>24時間 <u>36時間</u></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉圧力	運転起動高温停止	A. 動作不能な要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間	2. 原子炉隔離時冷却系流量	B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成で	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。	24時間 <u>36時間</u>	3. 残留熱除去系流量					<p>※1:対象の要素は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、<u>第65条(65-3-1 代替自動減圧機能)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※2:原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3:自動減圧系A系は残留熱除去系1チャンネルおよび低圧炉心スプレイス1チャンネルをいい、自動減圧系B系は残留熱除去系2チャンネルをいう。</p> <p>【中略】</p> <p>5. その他の計装</p> <p>(6)中央制御室外原子炉炉停止装置計装 中央制御室外原子炉炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5-6(2号炉 中央制御室外原子炉炉停止装置計装)</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則解釈(平成25年7月8日)において、「引き続き低温停止できる機能を有した装置であること」が明確化されたことの反映</p> <p>TS-48 参照</p>	<p>運転管理要領(既存)</p> <p>新規制基準要求を踏まえ、中央制御室外原子炉炉停止装置計装について追加する。(新規記載)</p>	
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																				
1. 原子炉圧力	運転起動高温停止	A. 動作不能な要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間																				
2. 原子炉隔離時冷却系流量		B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成で	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。	24時間 <u>36時間</u>																				
3. 残留熱除去系流量																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>4. <u>原子炉水位</u></p> <p>5. <u>サブレシジョンプール水温度</u></p> <p>6. <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></p> <p>7. <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ(原子炉隔離時冷却系制御)</u></p> <p>8. <u>残留熱除去系ポンプ(残留熱除去系制御)</u></p> <p>9. <u>主蒸気逃がし安全弁(主蒸気逃がし安全弁制御)</u></p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>10. <u>原子炉補機冷却水ポンプ(原子炉補機冷却水系制御)</u></p> <p>11. <u>原子炉補機海水ポンプ(原子炉補機海水系制御)</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力監視</u>)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系</u>の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系</u>に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、定事検査停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、課長(発電)に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力に有意な変動がないことを1箇月に1回確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系の系統圧力が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</u></p> <p>※1:<u>高圧原子炉代替注水系は、2号炉のみ適用。</u></p>	<p>・ 高圧代替注水系についても系統圧力監視対象として追加規定する。</p> <p>・ TS-76 参照</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p>	<p>・ 高圧原子炉代替注水系について系統圧力監視対象として追加する。(新規記載)</p>

表32-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系、 <u>原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の系統圧力</u>	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと

【以下、省略】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(非常用炉心冷却系その1) [2号炉]</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする^{*1}。</p> <p>【中略】</p> <p>(2)当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項ならびに高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系(格納容器冷却系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた閉閉状態にあることおよび主要配管^{**}が満水であることを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>※2:主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源(サブプレッジョンチェンバ)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器(格納容器スプレイヘッド)までの注入配管(スプレイ配管)を指し、小口径配管を含まない。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサブプレッジョンチェンバのみ。</p> <p>・TS-93 参照</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p>	<p>・ 非常用炉心冷却系の水源についてサブプレッジョンチェンバのみに変更する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>(非常用炉心冷却系その2)</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は、表40-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【中略】</p> <p>表40-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="730 1255 1476 1863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションチェンバを水源とする場合は、サブプレッションチェンバ水位が-44cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクと補助復水貯蔵タンクの水量の合計が1,674m³以上あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)に定める確認時を除く。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイス、高圧炉心スプレイスおよび復水輸送系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態 となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水輸送系ポンプが運転中であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中略】</p> <p>※3: 主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源(サブプレッションチェンバ)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>【以下、省略】</p>	項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションチェンバを水源とする場合は、サブプレッションチェンバ水位が-44cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクと補助復水貯蔵タンクの水量の合計が1,674m ³ 以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)に定める確認時を除く。	1箇月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイス、高圧炉心スプレイスおよび復水輸送系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1箇月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態 となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水輸送系ポンプが運転中であることを確認する。	1箇月に1回	<p>第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサブプレッションチェンバのみとした。</p> <p>•TS-93 参照</p>	<p>運転管理要領(既存)</p>	<p>• 非常用炉心冷却系の水源についてサブプレッションチェンバのみに変更する。</p>
項目	頻度																
1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションチェンバを水源とする場合は、サブプレッションチェンバ水位が-44cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンクと補助復水貯蔵タンクの水量の合計が1,674m ³ 以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)に定める確認時を除く。	1箇月に1回																
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイス、高圧炉心スプレイスおよび復水輸送系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1箇月に1回																
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイスおよび高圧炉心スプレイスについて動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態 となる前に1回																
5. 動作可能であるべき復水輸送系ポンプが運転中であることを確認する。	1箇月に1回																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(原子炉隔離時冷却系) 〔2号炉〕</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系^{※1}は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧原子炉代替注水系起動準備および運転中(運転上の制限を確保するための事項を実施している場合を含む。)^{※2}は、<u>原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</u>^{※2}</p> <p>【中略】</p> <p>(2)当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管^{※3}が満水であることを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>(4)課長(原子炉)は、定事検停止時に、<u>原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が0.74MPaに加えて44m以上で、流量が93.0m³/h以上であることを確認^{※4}し、その結果を課長(第一発電)に通知する。</u></p> <p>【中略】</p> <p>※3:主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源(サブプレッションチェンバ)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。</p> <p>【中略】</p> <p>※4:原子炉隔離時冷却系のタービン入口における圧力が原子炉圧力0.74MPa〔gage〕にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気圧力を調整して確認する。</p>	<p>高圧原子炉代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨の追加。</p> <p>高圧原子炉代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨の追加。</p> <p>原子炉隔離時冷却系の低圧運転点(0.74MPa〔gage〕)における確認を追加。</p> <p>第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するための水源はサブプレッションチェンバのみ。</p> <p>TS-93 参照</p>	<p>運転管理要領(既存)</p>	<p>高圧原子炉代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨の追加。(新規記載)</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点(0.74MPa〔gage〕)における確認を追加。(新規記載)</p> <p>原子炉隔離時冷却系の水源についてサブプレッションチェンバのみに変更する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(サブプレッジョンチェンバの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッジョンチェンバ^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系^{※3}の動作確認等により、サブプレッジョンチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッジョンチェンバの平均水温が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系または高圧原子炉代替注水系の動作確認等により、サブプレッジョンチェンバの水温が上昇するような場合、サブプレッジョンチェンバの動作可能な局所水温計の最高温度が 47℃を超えたときには、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が 47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が 47℃を超えた場合には、サブプレッジョンチェンバの水温が上昇するような動作確認等中止し、24時間以内に平均水温を 35℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッジョンチェンバの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p style="text-align: center;">【3項 省略】</p> <p>※1: 2号炉のサブプレッジョンチェンバは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2: 平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p> <p>※3: 高圧原子炉代替注水系は、2号炉のみ適用。</p> <p style="text-align: right;">【表45-1, 45-2 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高圧代替注水系の運転確認中のサブプレッジョンチェンバ水温が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、LCO除外条件を設ける。 • TS-76 参照 	<ul style="list-style-type: none"> • 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> • サプレッジョンチェンバ水温上昇時のLCO除外規定について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p>第48条 原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表48-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの24時間および原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の24時間を除く。</p> <p>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表48-2の措置を講じる。</p> <p>※1:2号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備のうち、格納容器酸素濃度(B系)は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第65条(6)5-5-5 格納容器内の酸素濃度および酸素濃度監視)の運転上の制限も確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉起動前のPCV内の火災防護対策において、「ドライウェル点検終了後から窒素ガス封入までの期間は制御棒全挿入状態」であることが要求されることをふまえ、LCO適用期間を変更する。 格納容器ベント時のFCVS系統内での酸素燃焼を防止するため、酸素濃度の制限値を変更する。 TS-81 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準要求を踏まえ、格納容器酸素濃度の管理方法について追加する。(新規記載) 				
	表48-1	<table border="1" data-bbox="1528 1294 1633 1857"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>2.5%以下</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	2.5%以下			
項目	運転上の制限								
格納容器内の酸素濃度	2.5%以下								
	表48-2	<table border="1" data-bbox="1724 1294 1822 1857"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	4%以下			
項目	運転上の制限								
格納容器内の酸素濃度	4%以下								
	表48-2	<table border="1" data-bbox="1955 1294 1984 1857"> <tr> <td>条件</td> <td>要求される措置</td> <td>完了時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間				
条件	要求される措置	完了時間							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="321 1679 506 1863">A. 格納容器内の酸素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td data-bbox="321 1436 506 1679">A1. 酸素濃度を運転上の制限以内に復旧する。</td> <td data-bbox="321 1294 506 1436">24時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 1679 659 1863">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="506 1436 659 1679">B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。</td> <td data-bbox="506 1294 659 1436">24時間 36時間</td> </tr> </table>	A. 格納容器内の酸素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を運転上の制限以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間			
A. 格納容器内の酸素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を運転上の制限以内に復旧する。	24時間									
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟^{※2※3}は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>※1: 停止余裕確認後の制御棒1本(3号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する1組または1本)の挿入・引抜を除く。</p> <p>※2: 2号炉の原子炉棟(原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび主蒸気管トンネル室ブローアウトパネルを含む。)は重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3: 2号炉の原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルおよび主蒸気管トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動および高温停止の場合に適用する。</p> <p>【表49-1, 表49-2 省略】</p> <p>※4: 2号炉の原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルが開放した場合に、第65条(65-14-2 原子炉建物ブローアウトパネルおよび閉止装置)による再閉止をしても、本措置を完了したことは扱わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について反映 TS-74 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>(外部電源その3) [2号炉]</p> <p>第57条の3 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、<u>低温停止および燃料交換において、外部電源※1は表57の3-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等における瞬時停電時※2を除く。</u></p> <p>2. 外部電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換において、1週間に1回、<u>所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線※3以上の電圧が確立していることおよび1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</u></p> <p><u>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</u></p> <p>3. 当直長は、外部電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、<u>表57の3-2の措置を講じる。</u></p> <p>表57の3-1</p> <table border="1" data-bbox="1287 1255 1451 1872"> <thead> <tr> <th data-bbox="1287 1736 1325 1872">項目</th> <th data-bbox="1287 1255 1325 1736">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1325 1736 1371 1872">外部電源</td> <td data-bbox="1325 1255 1371 1736">(1)3回線※3が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第63条(所内電源系統その1)および第64条(所内電源系統その2)で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。 ※2:66kV送電線(鹿島支線)については、回線に異常がないことを確認し速やかに復旧できることをいう。 ※3:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。 ※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1)3回線※3が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4	<p>設置許可基準規則第33条(保安電源設備)において外部電源回線数の要求事項が「3回線以上」となったことを反映。</p> <p>設置許可基準規則第33条(保安電源設備)において外部電源の「独立性」が要求事項として追加されたことを反映。</p> <p>1相開放故障についての対応を反映。</p> <p>TS-50 参照</p>	<p>運転管理要領(既存)</p>	<p>3 回線要求および独立性について、変更内容を反映する。(新規記載)</p>
項目	運転上の制限								
外部電源	(1)3回線※3が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																		
		<p>つの変電所または開閉所のみに関連しないこと をいう。</p> <p>表57の3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.すべての外部電源が他の回路に対し独立性を有していない場合</td> <td>A1.動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。 および A2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 30日間</td> </tr> <tr> <td>B.動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B1.動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。 および B2.外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 30日間</td> </tr> <tr> <td>C.動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回路に対して独立性を有していない場合</td> <td>C1.動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。 および C2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 20日間</td> </tr> <tr> <td>D.動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>D1.動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。 および D2.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 10日間</td> </tr> <tr> <td>E.動作可能な外部電源が1回線のみの場合(高圧炉心スプレイス母線を除く。) および 第58条および第59条で要求される非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。)の台数を満足していない場合</td> <td>E1.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 または E2.当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A.すべての外部電源が他の回路に対し独立性を有していない場合	A1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および A2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間	B.動作可能な外部電源が2回線である場合	B1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および B2.外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間	C.動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回路に対して独立性を有していない場合	C1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および C2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 20日間	D.動作可能な外部電源が1回線である場合	D1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および D2.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 10日間	E.動作可能な外部電源が1回線のみの場合(高圧炉心スプレイス母線を除く。) および 第58条および第59条で要求される非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。)の台数を満足していない場合	E1.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 または E2.当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間	<p>記載の考え方</p> <p>・ TS-73 参照</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
条件	要求される措置	完了時間																					
A.すべての外部電源が他の回路に対し独立性を有していない場合	A1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および A2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間																					
B.動作可能な外部電源が2回線である場合	B1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および B2.外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間																					
C.動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回路に対して独立性を有していない場合	C1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および C2.動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 20日間																					
D.動作可能な外部電源が1回線である場合	D1.動作可能な外部電源について、電圧 ^{*5} が確立していることを確認する。 および D2.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 10日間																					
E.動作可能な外部電源が1回線のみの場合(高圧炉心スプレイス母線を除く。) および 第58条および第59条で要求される非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイスディーゼル発電機を除く。)の台数を満足していない場合	E1.外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。 または E2.当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容					
		<p>F.高圧炉心スプレイ系母線に 対し動作可能 である外部電 源が1回線以 下の場合 および 第58条および 第59条で 要求される高 圧炉心スプレ イ系ディーゼ ル発電機が 動作不能の 場合</p>	<p>F1.1.外部電源を少なくとも2 回線動作可能な状態に復 旧する。 または F1.2.当該非常用ディーゼル 発電機を動作可能な状態 に復旧する。 および F2.自動減圧系(原子炉圧力 が0.78MPa[gage]以上の場 合)の窒素ガス供給圧力が 表39-2に定める値である ことを確認する。 および F3.原子炉隔離時冷却系(原 子炉圧力が0.98MPa [gage]以上の場合)につい て動作可能であることを確 認する。</p>	<p>10日間 10日間 速やかに 速やかに</p>			
		<p>G.高圧炉心スプレイ系母線に 対し動作可能 である外部電 源が1回線も ない場合</p>	<p>G1.外部電源を少なくとも2回 線動作可能な状態に復旧 する。 および G2.自動減圧系(原子炉圧力 が0.78MPa[gage]以上の場 合)の窒素ガス供給圧力が 表39-2に定める値である ことを確認する。 および G3.原子炉隔離時冷却系(原 子炉圧力が0.98MPa[gage] 以上の場合)について動作 可能であることを確認する。</p>	<p>10日間 速やかに 速やかに</p>			
		<p>H.原子炉の状 態が運転、起 動および高温 停止におい て、すべての 外部電源が 動作不能であ る場合(高圧 炉心スプレ イ系母線を除 く) または 原子炉の状 態が運転、起 動および高 温停止にお いて、条件 A,B,C,D,E,F またはGの措 置を完了時 間内に達成 できない場合</p>	<p>H1.外部電源を少なくとも1回 線動作可能な状態に復旧 する。 および H2.高温停止にする。 および H3.冷温停止にする。</p>	<p>24時間 24時間 36時間</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>1.原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、すべての外部電源が動作不能である場合(高压炉心スプレイ系母線を除く。)または原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、条件A,B,C,D,E,FまたはGの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>※5:起動変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合は、220kV送電線(第二島根原子力幹線)の電圧について確認する。</p> <p>※6:予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合は、66kV送電線(鹿島支線)の電圧について確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(<u>非常用ディーゼル燃料油等</u>) 第60条 <u>[2号炉]</u> 非常用ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}は、<u>表60-1</u>に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル燃料油、潤滑油、<u>起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}</u>が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量、潤滑油貯蔵量および起動用空気貯槽圧力が、<u>第58条</u>(非常用ディーゼル発電機その1)および<u>第59条</u>(非常用ディーゼル発電機その2)で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し、必要量確保されていることを<u>表60-2</u>により1箇月に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>第58条</u>(非常用ディーゼル発電機その1)および<u>第59条</u>(非常用ディーゼル発電機その2)で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトタンクに非常用ディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1箇月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気または燃料移送ポンプが、<u>第1項</u>に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、<u>表60-3</u>の措置を講じる。</p> <p>※1: <u>燃料貯蔵タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が必要量確保されていない場合は、第65条(65-12-6燃料補給設備)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※2: <u>燃料移送ポンプは重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則第57条(電源設備)において、燃料移送系がSA設備と位置付けられ、DB機能としての要求が明確化されたことから、運転上の制限に反映。 TS-86 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル燃料油の管理について追加する。(新規記載)

【3号炉省略】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																				
	<p>表60-1 1.2号炉</p> <table border="1" data-bbox="457 1249 772 1866"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td>第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ</td> <td>第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデータにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3:必要な弁および配管を含む。</p> <p>【2項 省略】</p> <p>【省略】</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く	燃料移送ポンプ	第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデータにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3																			
項目	運転上の制限																									
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く																									
燃料移送ポンプ	第58条および第59条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデータにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※3																									
	<p>表60-3 1.2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1129 1249 1906 1866"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料貯蔵量が表60-2を満足しない場合</td> <td>A1. 表60-2の判定値内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</td> <td>B1. 動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯蔵量が表60-2を満足しない場合</td> <td>C1. 表60-2の判定値内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表60-2を満足しない場合</td> <td>D1. 表60-2の判定値内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>F. 条件B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2項 省略】</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料貯蔵量が表60-2を満足しない場合	A1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯蔵量が表60-2を満足しない場合	C1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表60-2を満足しない場合	D1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間	E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	F. 条件B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに				
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料貯蔵量が表60-2を満足しない場合	A1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間																								
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間																								
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯蔵量が表60-2を満足しない場合	C1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間																								
D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表60-2を満足しない場合	D1. 表60-2の判定値内に復旧する。	2日間																								
E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																								
F. 条件B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(直流電源その1)</p> <p><u>第61条</u> 原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、<u>直流電源^{※1}</u>は、<u>表61-1</u>に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(電気)および課長(3号電気)は、定事検停止時に、直流電源(蓄電池および充電器^{※2})の機能を確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、蓄電池および充電器について浮動充電時の蓄電池電圧が<u>表61-2</u>に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p style="text-align: center;">【第3項 省略】</p> <p><u>※1:2号炉の直流電源A系(A-115V系蓄電池およびA-原子炉中性子計装用蓄電池)およびB系(B-115V系蓄電池, B1-115V系蓄電池(SA), 230V系蓄電池(RCIC)およびB-原子炉中性子計装用蓄電池)は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源B系が動作不能時は、<u>第65条(65-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備および常設代替直流電源設備)の運転上の制限も確認する。また、2号炉の直流電源高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系蓄電池)は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。以下、<u>第62条(直流電源その2)において同じ。</u></u></u></p> <p><u>※2:充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、<u>第62条(直流電源その2)において同じ。</u></u></p>	<p>・第65条の新規追加に伴う変更</p> <p>・TS-25 参照</p>	<p>・運転管理要領(既存)</p>	<p>・浮動充電時の蓄電池電圧の管理値について変更する。(新規記載)</p>

表61-1
1.2号炉

項目	運転上の制限
直流電源	3系列 ^{※3} が動作可能であること

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																								
		<p>【第2項 3号炉 省略】</p> <p>※3:3系列とは、A系(A-115V系蓄電池およびA-原子炉中性子計装用蓄電池)、B系(B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)およびB-原子炉中性子計装用蓄電池)および高圧炉心スプレイス(高圧炉心スプレイス蓄電池)をいう。</p> <p>【※4 3号炉 省略】</p> <p>表61-2 1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="842 1270 1535 1863"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A系 (区分Ⅰ)</td> <td>A-115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>B系 (区分Ⅱ)</td> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>230V系蓄電池(RCIC)</td> <td>226.8V以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系 (区分Ⅲ)</td> <td>高圧炉心スプレイス蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第2項 3号炉 省略】</p> <p>【表 61-3 省略】</p>	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系 (区分Ⅰ)	A-115V系蓄電池	113.4V以上		A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上		B-115V系蓄電池	113.4V以上	B系 (区分Ⅱ)	B1-115V系蓄電池(SA)	113.4V以上		230V系蓄電池(RCIC)	226.8V以上		B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	高圧炉心スプレイス系 (区分Ⅲ)	高圧炉心スプレイス蓄電池	113.4V以上			
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																											
A系 (区分Ⅰ)	A-115V系蓄電池	113.4V以上																											
	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																											
	B-115V系蓄電池	113.4V以上																											
B系 (区分Ⅱ)	B1-115V系蓄電池(SA)	113.4V以上																											
	230V系蓄電池(RCIC)	226.8V以上																											
	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																											
高圧炉心スプレイス系 (区分Ⅲ)	高圧炉心スプレイス蓄電池	113.4V以上																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書															
		<p>(直流電源その2) <u>第62条</u> 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源は、<u>表62-1</u>に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、<u>第64条</u>(所内電源系統その2)で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が<u>表62-2</u>に定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p style="text-align: center;">【第3項 省略】</p> <p style="text-align: center;">【表 62-1 省略】</p>	<p>・第65条の新規追加に伴う変更 ・TS-25 参照</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 浮動充電時の蓄電池電圧の管理値について変更する。(新規記載)</p>															
		<p>表62-2 <u>1. 2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="1081 1270 1612 1863"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A系 (I系)</td> <td>A-115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td>A-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系 (II系)</td> <td>B-原子炉中性子計装用蓄電池</td> <td>±25.2V以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系蓄電池</td> <td>113.4V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【第2項 3号炉 省略】</p> <p style="text-align: center;">【表 62-3 省略】</p>	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系 (I系)	A-115V系蓄電池	113.4V以上	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	B-115V系蓄電池	113.4V以上	B系 (II系)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上	高圧炉心スプレイス系蓄電池	113.4V以上			
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																		
A系 (I系)	A-115V系蓄電池	113.4V以上																		
	A-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																		
	B-115V系蓄電池	113.4V以上																		
B系 (II系)	B-原子炉中性子計装用蓄電池	±25.2V以上																		
	高圧炉心スプレイス系蓄電池	113.4V以上																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>(<u>重大事故等対処設備</u>) <u>[2号炉]</u> <u>第65条</u> 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備*1は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。 (1) <u>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</u> (2) <u>原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u> (3) <u>原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備</u> (4) <u>原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u> (5) <u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u> <u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u> <u>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</u> <u>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</u> (6) <u>原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u> (7) <u>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</u> (8) <u>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</u> (9) <u>燃料プールの冷却等のための設備</u> (10) <u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</u> (11) <u>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</u> (12) <u>電源設備</u> (13) <u>計装設備</u> (14) <u>運転員が中央制御室にとどまるための設備</u> (15) <u>監視測定設備</u> (16) <u>緊急時対策所</u> (17) <u>通信連絡を行うために必要な設備</u> (18) <u>アクセスルートの確保</u> (19) <u>大量送水車</u></p> <p>2. <u>重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 65 条の新規追加に伴う変更 TS-54 参照 TS-26 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(1)各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65-1から表65-19の<u>確認事項を実施する。</u>各課長は、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1から表65-19の<u>措置を講じる。</u></p> <p>※1: <u>可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第71条 各課長(第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。)または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項^{*1}で確認する。 なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。 2. 第3節各条の第2項に定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表71に定める範囲内で延長することができる^{*2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*3}。 3. 各課長または当直長は、第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかった場合は第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。 4. 各課長(第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。)または当直長は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">【5項から6項 省略】</p> <p>7. 各課長(第3節各条の第2項で定める事項を行う課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に実条件性能確認について記載されたことによる反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第65条の新規追加に伴う反映(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>長をいう。)または当直長は、第3節各条の第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文中で同一である場合、各条文中に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文中の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8. 各課長または当直長は、第17条の7または第17条の8に基づく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるように必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※1: 第71条(運転上の制限の確認)から第74条(運転上の制限に関する記録)までを除く。以下、第72条(運転上の制限を満足しない場合)および第73条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)において同じ。</p> <p>※2: 第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>※3: 第73条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</p>			

表71

頻度		備考
保安規定に定める頻度	延長できる時間	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。
24時間に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。
毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。
1箇月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。 なお、1箇月は31日とする。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容					
		3箇月に1回	23日	日単位の間隔で確認する。 なお、3箇月は92日とする。			
		1年に1回	92日	日単位の間隔で確認する。 なお、1年は365日とする。			
		2年に1回	182日	日単位の間隔で確認する。 なお、2年は730日とする。			
		1,000MWd/tに1回	250MWd / t				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第72条 運転上の制限を満足しない場合は、各課長または当直長が、第3節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長または当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>【2項から4項 省略】</p> <p>5. <u>各課長</u>または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表72の例に準拠する。</p> <p>6. <u>各課長</u>または当直長は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p> <p>7. 課長(発電)は、原子炉を運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各課長または当直長は、次の各号を適用することができる。</p> <p>【(1)(2)省略】</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第65条の新規追加に伴う変更</p>	<p>運転管理要領(既存)</p>	<p>LCOを満足しない場合について既に記載していることから変更なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>10. LCOに係る記録の作成について定められていること。</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第74条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。 2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。(保全作業を含む。) (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。 3. 当直長は、自ら第73条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した場合または各課長から第73条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。 (1) 第73条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および保全作業の内容。 (2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。 (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> LCOに関する記録について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>(異常発生時の基本的な対応) 第75条 当直長は、原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者および各部長に連絡する。 (1)原子炉の自動スクラム信号が発信した場合※1 (2)原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3)原子炉を手動スクラムした場合※1</p> <p>※1: 予定された検査による場合およびハーフスクラムした場合または自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。</p> <p>2. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合またはそのおそれがあると判断した場合には、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡するとともに、それを抑制するために、原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 所長、各部長は、第1項または第2項について次に示す必要な措置を講じる。 (1)所長は、各部長に異常の原因調査および対応措置を指示する。 (2)各部長は、異常の原因調査および対応措置を実施するとともに、異常の原因および対応措置について課長(発電)に連絡し、所長および原子炉主任技術者に報告する。 (3)課長(発電)は、異常の原因および対応措置を、当直長に連絡する。 (4)異常の原因が、第77条(異常収束後の措置)第3項に定める所長の承認を受けずに原子炉を再起動できる事項に該当する場合は、本項(1)、(2)および(3)を省略することができる。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ 運転管理要領(既存)</p>		<p>・ 異常発生時の基本的対応事項およびとるべき処置ならびに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(異常時の措置)</p> <p>第76条 当直長は、第75条第1項の異常が発生した場合、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 第75条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節「運転上の制限」は適用されない。</p> <p>4. 当直長は、前項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第75条第1項の異常の原因が、第77条(異常収束後の措置)第3項に該当する場合は、前項を省略することができる。</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第77条 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認および所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直長は、第75条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合または波及防止の措置として原子炉がスクラムさせた場合。</p> <p>(2) 第17条[2号炉]第4項、第17条の3第5項、第17条の4[2号炉]第4項、第17条の4[3号炉]第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。 TS-41 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 異常発生時の基本的対応事項およびとるべき処置ならびに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。
		<p>(異常収束後の措置)</p> <p>第77条 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認および所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直長は、第75条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合または波及防止の措置として原子炉がスクラムさせた場合。</p> <p>(2) 第17条[2号炉]第4項、第17条の3第5項、第17条の4[2号炉]第4項、第17条の4[3号炉]第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。 TS-41 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第17条[2号炉]第4項、第17条の3第5項、第17条の4[2号炉]第4項、第17条の4[3号炉]第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。
		<p>(異常収束後の措置)</p> <p>第77条 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直長は、第75条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認および所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直長は、第75条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合または波及防止の措置として原子炉がスクラムさせた場合。</p> <p>(2) 第17条[2号炉]第4項、第17条の3第5項、第17条の4[2号炉]第4項、第17条の4[3号炉]第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。 TS-41 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第17条[2号炉]第4項、第17条の3第5項、第17条の4[2号炉]第4項、第17条の4[3号炉]第2項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(電源機能等喪失時の体制の整備) [3号炉] 第17条の9 課長(技術)は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および燃料プールの冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機(電源車に装備されている発電機を含む。)、可搬式ポンプ(消防車に装備されているポンプを含む。)、ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の確認(総務課長を除く。)を受けて、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、評価の結果について技術部長の確認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">【添付1 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準適合性への適合が確認されていない炉については、従前どおりの要求事項とする。 2号炉の重大事故等に対する3号炉側の措置として、燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の手順等を定める。 TS-24 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉の燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の措置を追加(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保安作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保安作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価 (P R A : Probabilistic Risk Assessment) 等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p>	<p>(予防保全を目的とした保安作業を実施する場合) 第73条 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保安作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長または当直長は、予防保全を目的とした保安作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保安作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、表73で定める設備について、保安計画に基づき定期的に行う保安作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保安作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保安作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第72条(運転上の制限を満足しない場合)第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項に基づく保安作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外に移行した時点を保安作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長または当直長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各課長または当直長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第72条(運転上の制限を満足しない場合)第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準にPRA等を用いて検証することが記載されたことによる反映。 保安計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合の点検時の措置を追記。 TS-35 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 施設管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全を目的とした保安作業について既に記載していることから変更なし。 予防保全を目的とした保安作業については、法令に基づく点検・保修、自プラントおよび他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保修等に定める。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>「要求される措置」を「<u>保全作業時の措置</u>」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長または当直長は、第1項の要求される措置、第2項の<u>安全措置</u>および第3項の<u>保全作業時の措置</u>を実施できなかった場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長または当直長は、第2項および第3項に基づく<u>保全作業</u>において、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p> <p>※1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2: 表73に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、<u>必要な安全措置に代えることができる。</u></p> <p>※3: <u>保全作業</u>を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>【表 73 新規追加】【省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>(構成および定義) 第11条</p> <p>【定義新規追加】</p> <table border="1" data-bbox="506 1270 825 1863"> <tr> <td data-bbox="506 1644 688 1863"><u>重大事故</u></td> <td data-bbox="506 1270 688 1644">実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="688 1644 825 1863"><u>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></td> <td data-bbox="688 1270 825 1644">燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</td> </tr> </table> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理) [2号炉] 第18条の2</p> <p><u>当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</u></p>	<u>重大事故</u>	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	<u>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 「重大事故」および「燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間」についての定義を明確化する。 設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照 【5.1 原子炉圧力容器及び一次冷却設備】 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載する。(新規記載)
<u>重大事故</u>	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。								
<u>燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
<p>(規定内容の変更なし)</p> <p>第55条(定期事業者検査の実施時期) 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。</p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1. <u>発電用</u>原子炉の運転期間の範囲内で、<u>発電用</u>原子炉を運転することが定められていること。</p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="772 1323 856 1852"> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>2号炉 13箇月</td> <td>3号炉 13箇月</td> </tr> </table> <p>※1:原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 課長(燃料技術)は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項 省略】</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ課長(燃料技術)は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	原子炉の運転期間	2号炉 13箇月	3号炉 13箇月	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 法令改正に伴う変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 審査基準に変更なし。 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転期間について既に記載されていることから変更なし。 取替炉心の安全評価等について既に記載していることから変更なし。
原子炉の運転期間	2号炉 13箇月	3号炉 13箇月						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、<u>実用炉規則第92条第1項第8号</u>に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。</p> <p>4. <u>発電用原子炉</u>ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するため発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第55条</u>に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、<u>発電用原子炉</u>の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」(<u>原管P発第1306198号(平成25</u></p>	<p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手続きに関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。 • 手続きに関する事項であるため、保安規定には記載しない。 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 年6月19日原子力規制委員会決定)) <u>を参考として記載していること。</u>	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. <u>発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条</u>に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても<u>発電用原子炉の安全性</u>について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	<p>[運転期間の変更は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	実用炉規則第92条第1項第8号ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の運転の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>実用炉規則第92条第1項第8号ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条 電源事業本部に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部部长(原子力安全技術)、所長、原子炉主任技術者、各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長)、電源事業本部(原子力管理)マネージャ、原子力人材育成センター所長および電源事業本部(原子力安全技術)マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>【以下, 省略】</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運転員の構成人員に関する事項 • 当直の引継方法に関する事項 • 原子炉の起動および停止操作に関する事項 • 巡視点検に関する事項 • 異常時の操作に関する事項 • 警報発生時の措置に関する事項 • 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 • 定期試験に関する事項 • 誤操作の防止に関する事項(2号炉) • 火災発生時、内部溢水発生時(2号炉)、火山影響等発生時(2号炉)、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時(2号炉)の体制の整備に関する事項 • 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(2号炉) <p>【以下, 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> • 内部コミュニケーション基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力発電保安委員会の設置について既に記載されていることから変更なし。
			<ul style="list-style-type: none"> • 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 • 第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記 	<ul style="list-style-type: none"> • 内部コミュニケーション基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力発電保安運営委員会の設置について既に記載されていることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定および解除) 第91条 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、添付4における管理区域境界付近において、表91に示す作業を行う場合で、3箇月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたって、課長(放射線管理)は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、課長(放射線管理)はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>【以下、省略】 【添付4 省略】</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第92条 課長(放射線管理)は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】 【添付4 省略】</p>	<p>審査基準に変更なし。</p>	<p>放射線管理要領(既存)</p>	<p>管理区域の設定および解除について既に記載していることから変更なし。</p>
<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>【以下、省略】</p> <p>第92条 課長(放射線管理)は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】 【添付4 省略】</p>	<p>審査基準に変更なし。</p>	<p>放射線管理要領(既存)</p>	<p>管理区域内における区域区分について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	記載すべき内容 (管理区域内における特別措置) 第93条 【以下、省略】	記載の考え方	該当規定文書
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	(管理区域への出入管理) 第94条	・ 審査基準の変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	【以下、省略】		
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	(管理区域出入者の遵守事項) 第95条 【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	(管理区域外等への搬出および運搬) 第102条 【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)
		(発電所外への運搬) 第103条 【以下、省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	8. 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。	(保安区域) 第96条 保安区域は、添付5に示す区域とする。 【以下, 省略】 【添付5 省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)	・ 保安区域について既に記載していることから変更なし。
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	(周辺監視区域) 第97条 【以下, 省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)	・ 周辺監視区域について既に記載していることから変更なし。
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	(協力会社の放射線防護) 第104条 【以下, 省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)	・ 協力会社の放射線防護について既に記載していることから変更なし。
		(頻度の定義) 第90条の2 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表90の2のとおりとする。 【以下, 省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ 放射線管理要領(既存)	・ 頻度の定義について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第10号 排気監視設備及び排水監視設備	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第87条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第88条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放出管理用計測器の管理) 第89条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物管理要領(既存) 放射性廃棄物管理要領(既存) 放射性廃棄物管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。 放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。 放出管理用計測器の管理について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第98条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第101条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表101および第65条(65-15-1 監視測定設備)に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第90条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第98条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 線量の評価から放射線業務者の線量の管理等へ変更されたことによる反映 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 第65条重大事故等対処設備について記載する。(新規記載) <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に係る基本方針について既に記載していることから変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 放射線業務従事者の線量管理等について既に記載していることから変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 放射線業務従事者の線量管理等について既に記載していることから変更なし。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																			
	<p>3. 実用炉規則第78条に基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(床、壁等の除染) 第99条 【以下、省略】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第100条の2 課長(放射線管理)は、表100の2-1および表100の2-2(第92条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内および周辺監視区域境界付近(測定場所は図100の2に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>【中略】</p> <p>表100の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1123 1255 1560 1863"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内*1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率**2</td> <td>毎日運転中1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度**3</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度**3</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3箇月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率**4</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3箇月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2:エリアモニタにおいて測定する項目 ※3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>【以下、省略】</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1. 管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度**3	1週間に1回	表面汚染密度**3	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3箇月に1回	空気吸収線量率**4	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3箇月に1回	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領(既存) 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 床・壁等の除染について既に記載していることから変更なし。 外部放射線に係る線量当量率等の測定について既に記載していることから変更なし。
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																						
1. 管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日運転中1回																						
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																						
	空気中の放射性物質濃度**3	1週間に1回																						
	表面汚染密度**3	1週間に1回																						
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3箇月に1回																						
	空気吸収線量率**4	常時																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3箇月に1回																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第102条 【以下、省略】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第102条 【以下、省略】</p> <p>(発電所外への運搬) 第103条 【以下、省略】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 審査基準の変更を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領(既存) 放射線管理要領(既存) 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外等への搬出および運搬について既に記載していることから変更なし。 管理区域外等への搬出および運搬について既に記載していることから変更なし。 発電所外への運搬について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い に関する「放射性廃棄物でない廃棄物 における放射性廃棄物でない廃棄物」 の取扱いについて(指示)」(平成20 年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA- 111a-08-1))を参考として定めら れていること。なお、この事項は、放射 性廃棄物との仕分け等を明確にするた め、第14号における放射性廃棄物の 管理に関する事項と併せて定められて いてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護 上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第86条の2 【変更なし】</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第86条の3 【変更なし】</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 放射線管理要領(既 存)</p> <p>・ 放射線管理要領(既 存)</p>	<p>・ 放射性廃棄物でない廃棄物の 管理について既に記載してい ることから変更なし。</p> <p>・ 事故由来放射性物質の降下 物の影響確認について既に記 載していることから変更なし。</p>	
	<p>【第91条、第92条、第95条、第102条に管理区域に 関して記載するが、ここでは省略】</p> <p>(床、壁等の除染) 第99条 【以下、省略】</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施 基準(第17条の7及び第17条の8関連) 表16 中央制御室の居住性等に関する手順等 放射線管理 チェンジングエリア内では運転員等がモニタリング を行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリ ア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ 等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに 染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 表18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 放射線管理 除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染 できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染 を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に</p>	<p>・ 汚染拡大防止のための放射線防 護上、必要な措置を記載</p>	<p>・ 放射線管理要領(既存)</p> <p>・ 放射線管理要領(既存)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 汚染拡大防止について既に記 載していることから変更なし。</p> <p>・ 床、壁等の除染について既に 記載していることから変更な し。</p> <p>・ 中央制御室、緊急時対策所の 汚染拡大防止に必要な措置つ いて追加(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>応じてウエスへへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p><u>運転中の緊急時対策所空気浄化装置が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</u></p> <p><u>使用済の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が高い場合は、フィルタ交換による被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第87条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第88条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第100条の2 課長(放射線管理)は、表100の2-1および表100の2-2(第92条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区内および周辺監視区域境界付近(測定場所は図100の2に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>【中略】</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第101条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表101および第65条(65-15-1 監視測定設備)に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に放射線測定器の管理方法が追記されたことによる反映 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物管理要領(既存) 放射性気体廃棄物管理要領(既存) 放射性廃棄物管理要領(既存) 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。 放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。 放出管理用計測器の管理について既に記載していることから変更なし。 外部放射線に係る線量当量率等の測定について既に記載していることから変更なし。
				<ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物管理要領(既存) 放射性気体廃棄物管理要領(既存) 放射性廃棄物管理要領(既存) 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第65条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条 (保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p>第 88 条 (工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第78条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。^{※1}</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の各号を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。^{※1}</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所^{※1}に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※1}。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬前の措置の確認行為について反映 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料管理要領(既存) <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新燃料の運搬については既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>6. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 <p>7. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>※1: 発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発 送前確認の確認をもって代えることができる。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 79 条 課長(燃料技術)は、新燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫または燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 原子炉建物天井クレーンまたは燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(5) <u>燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること(2号炉)。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料の貯蔵について既に記載していることから変更なし。 燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第84条 課長(燃料技術)は、使用済燃料(以下、照射された燃料を含む。)を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1)各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4)燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6)原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、<u>燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること(2号炉)。</u></p> <p>2. 各課長は、<u>燃料プール周辺に設置する設備について、燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること(2号炉)。</u></p> <p style="text-align: center;">【表 84 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工認記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料管理要領(既存) 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料の貯蔵について既に記載していることから変更なし。 燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。 燃料プール周辺に設備を設置する際は、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(使用済燃料の運搬) 第84条の2 課長(燃料技術)は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。 2. 課長(燃料技術)は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1)法令に適合する容器を使用すること。 (2)燃料取替機を使用すること。 (3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4)収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、使用済燃料輸送容器の収納条件に適合していること。 (5)原子炉建物天井クレーンにより使用済燃料輸送容器を燃料プール上で取り扱う場合は、<u>キヤスク置場ゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること(2号炉)</u>。</p> <p>【3項から6項 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工認記載事項に基づき反映 ・ TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の運搬について既に記載していることから変更なし。 ・ 使用済燃料の運搬に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中)に関するものを除く。)に定めることが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、<u>発電用</u>原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理する項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>(新燃料の運搬) 第78条 (省略) (使用済燃料の運搬) 第84条の2 (省略)</p> <p>(燃料の取替実施計画) 第81条 課長(燃料技術)は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の取替えについて既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(燃料移動手順) 第82条 課長(燃料技術)は、原子炉内および原子炉と燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の各号を満足する燃料移動手順を作成する。 (1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出ししておく。 (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。 (3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める取替炉心の配置と一致させる。 (4) (1)または(2)を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p> <p>(燃料移動) 第83条 当直長は、第82条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。 2. 当直長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は、表83-1-aについて確認する。 3. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表83-2-aの措置を講じる。 4. 当直長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表83-1-bについて確認する。 5. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表83-2-bの措置を講じる。 6. 当直長は、第2項から第5項の実施にあたっては、第71条から第74条に準拠する。</p> <p>【表83-1-a, 83-1-b, 83-2-aおよび83-2-b 省略】</p>	<p>・ TS-38 参照</p>	<p>・ 燃料管理要領(既存)</p> <p>・ 燃料管理要領(既存)</p>	<p>・ 燃料移動手順について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 燃料移動について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第86条 課長(放射線管理)、課長(燃料技術)および課長(発電)は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵[※]または保管する。</p> <p>【中略】</p> <p>8. 課長(放射線管理)は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 課長(放射線管理)は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・放射性固体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第87条 【以下、省略】	・審査基準の変更なし。	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性気体廃棄物の管理) 第88条 【以下、省略】	・審査基準の変更なし。	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施制(計画、実施、評価等)について定められていること。	(平常時の環境放射線モニタリング) 第100条 課長(放射線管理)は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	・審査基準に環境放射線モニタリングに係る活動が追記されたことによる反映	・放射線管理要領(既存)	・平常時の環境放射線モニタリングについて既に記載していることから変更なし。
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第85条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	・審査基準にALARAに係る記載が追記されたことによる反映	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・放射性廃棄物管理に係る基本方針について既に記載していることから変更なし。
		(放射性液体廃棄物の管理) 第87条 【以下、省略】	・審査基準の変更なし。	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。
		(放射性気体廃棄物の管理) 第88条 (頻度の定義) 第85条の2 【変更なし】	・審査基準の変更なし。	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。
			・審査基準に該当なし	・放射性廃棄物管理要領(既存)	・頻度の定義について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第15号 非常の場合に講ずべき処置	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第107条 課長(技術)は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 緊急時対策本部の本部長は、<u>所長とする。ただし、課長(技術)は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</u></p> <p>3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から緊急時に実施すべき事項について記載する。 防災組織上の炉主任の位置づけを明確化する。
<p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(原子力防災組織の要員)</p> <p>第108条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>本条は原災法に基づいて実施する原子力防災要員及び資機材等の整備に関する項目であり、変更はない。なお、重大事故等に関する要員および資機材の整備に関する事項は第17条の6および第17条の7に整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災要員について記載する。 	
<p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第109条</p> <p>【省略】</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することについて記載する。 	
<p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第109条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の通報経路について記載する。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によること が定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(通報)</p> <p>第112条 当直長等は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合、<u>第110条(通報経路)に定める経路に従って、所長に報告する。</u></p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、第110条(通報経路)に定める経路に従って、社内および社外関係機関に連絡または通報する。</u></p> <p>(原子力防災組織) 第107条</p> <p>【省略】</p> <p>(緊急時体制の発令)</p> <p>第113条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生または特定事象の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長(原子力管理)に報告する。</u></p> <p>(応急措置)</p> <p>第114条 本部長は、原子力防災組織を統括し、<u>緊急時体制を発令した場合において次の応急措置を実施する。</u></p> <p>(1) <u>警備および避難誘導</u> (2) <u>放射能影響範囲の推定</u> (3) <u>医療活動</u> (4) <u>消火活動</u> (5) <u>汚染拡大の防止</u> (6) <u>線量評価</u> (7) <u>応急復旧</u> (8) <u>原子力災害の発生または拡大防止を図るための</u></p>	<p>・ 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p> <p>・ TS-59 参照</p> <p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p> <p>・ 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。</p> <p>・ 緊急時体制の発令について記載する。</p> <p>・ 応急措置について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		措置 (9)資機材の調達および輸送 (緊急時における活動) 第115条 【変更なし】			<ul style="list-style-type: none"> 緊急時における活動について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要													
	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第108条の2 課長(技術)は、次の各号全ての要件に該当する所員および協会員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表108の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表108の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員^{※1}にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 緊急作業従事者の選定について記載する。</p>													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 40%;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{※3}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表108の2</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{※3}	3時間以上			
分類	項目	時間																
教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上																
	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																
訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上																
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{※3}	3時間以上																
					<p>※1:緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p>													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p>	<p>※2:兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条の7第3項, 第17条の9第1項, 第117条のうち, <u>緊急作業の方法に関する訓練</u> <p>※3:兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第1項, 第17条の7第3項, 第17条の8第1項, 第17条の9第1項, 第111条および第117条のうち, 緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練 <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第115条の2 【変更なし】</p> <p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>緊急時体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</u></p> <p>(緊急時訓練) 第111条 課長(技術)は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 緊急時の措置要領(新規) 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急作業従事者の線量管理について記載する。 緊急時体制の解除について記載する。 防災訓練の実施頻度について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 83 条 (設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)</p> <p>法第四十三條の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたもの)にあっては、当該認可を受けたところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 課長(発電)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する[※]。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する[※]。また、課長(技術)は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 課長(発電)は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 課長(発電)は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7. 課長(発電)は、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 課長(技術)は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>9. 課長(技術)は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。 重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転員等の確保について記載する。 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載) 成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 課長(技術)は、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1: 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>※2: 2号炉の当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。</p>			

表12-1

中央制御室名	2号炉	3号炉
原子炉の状態		
運転、起動および高温停止の場合	7名以上	3名以上
冷温停止および燃料交換の場合	5名以上	2名以上

表12-2

中央制御室名	2号炉	3号炉
原子炉の状態		
運転、起動および高温停止の場合	2名以上	2名以上
冷温停止および燃料交換の場合	2名以上	1名以上

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要									
		<p>表12-3</p> <table border="1" data-bbox="369 1279 520 1863"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>31名以上^{※3}</td> <td>7名以上</td> </tr> <tr> <td>招集</td> <td>46名以上^{※3}</td> <td>8名以上^{※4}</td> </tr> </table> <p>※3:2号炉の対応要員とする。 ※4:火災の規模に応じ招集する。</p>	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	31名以上 ^{※3}	7名以上	招集	46名以上 ^{※3}	8名以上 ^{※4}			
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊												
常駐	31名以上 ^{※3}	7名以上												
招集	46名以上 ^{※3}	8名以上 ^{※4}												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災</p> <p>(1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。</p> <p>(2) 消防吏員への通報に関すること。</p> <p>(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>イ 火災</p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条</p> <p>[2号炉]</p> <p><u>課長(保修管理)は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、保修部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p><u>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</u></p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(保修管理)に報告する。課長(保修管理)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1:消防機関への通報、消火または延焼の防止そ</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>TS-23 参照</p> <p>TS-41 参照</p> <p>TS-46 参照</p> <p>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>火災防護計画(新規)</p>	<p>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p> <p>(1) 発電所から消防機関への専用回線の設置</p> <p>(2) 火災発生時の対応要員の配置</p> <p>(3) 要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 資機材の配備</p> <p>(5) 可燃物管理</p> <p>火災発生に備えて消防組織を編成し、役割を定めることおよび、予め火災対応手順および事前消火計画を定めることを記載する。</p> <p>防火管理に関する業務の評価について記載する。</p> <p>火災が確認された際の、連絡経路について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>の他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに <u>行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の 早期感知および消火ならびに火災による影響の 軽減に係る措置を含む(以下、本条において同 じ。)</u>。 ※2: <u>一般回線の代替設備である専用回線、通報設 備が点検または故障により使用不能となった場合 を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復 旧させる。</u></p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 [2号炉]</p> <p>課長(技術)は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1:内部溢水発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の措置要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ロ 火山現象による影響</p> <p>(1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下この号において「火山影響等発生時」という。)における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3 [2号炉]</p> <p>課長(技術)は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。))における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2)(1)に掲げるものの他、火山影響等発生時に必要となる代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3)(2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課長は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>TS-23 参照</p> <p>TS-41 参照</p> <p>TS-46 参照</p> <p>TS-78 参照</p> <p>設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>緊急時の措置要領(新規)</p> <p>電源事業本部保安業務要領(既存)</p>	<p>火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>させる。</p> <p>4. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、<u>第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>5. 当直長は、<u>火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>6. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>※1:<u>火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</u></p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備) <u>第17条の4</u> <u>[2号炉]</u> 課長(技術)は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、<u>第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. <u>電源事業本部長(原子力安全技術)は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ TS-23 参照</p> <p>・ TS-41 参照</p> <p>・ TS-46 参照</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 電源事業本部保安業務要領(既存)</p>	<p>・ その他自然災害発生時等における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>6. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>電源事業本部部长(原子力安全技術)は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1:<u>その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p style="text-align: center;">【3号炉省略】</p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の5 [2号炉]</p> <p>課長(技術)は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員および自衛消防隊(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1)有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</p> <p>(3)有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における重大事故等に対処する要員の防護のための活動を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※2}と判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理者、部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 TS-88 参照 	<p>緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(資機材等の整備) 第17条の6 <u>[2号炉]</u> 各課長は、次の各号の資機材等を整備する。 <u>(1) 課長(技術)、課長(放射線管理)、課長(第一発電)、課長(保修管理)、課長(電気)および課長(原子炉)は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができ。</u> <u>(2) 課長(電気)および課長(計装)は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム(SPDS)およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 ・ TS-46参照 ・ TS-47参照</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 資機材等の整備について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ハ 重大事故等</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7 〔2号炉〕 社長は、<u>重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、<u>財産(設備等)保護よりも安全を優先すること</u>の方針として定める。</p> <p>2. 電源事業本部部长(原子力管理)は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す<u>重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等</u>について計画を定める。</p> <p>3. 課長(技術)は、第1項の方針に基づき、<u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>として、次の各号を含む計画を策定し、<u>技術部長の確認</u>、<u>所長の承認</u>を得る。また、<u>計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1) <u>重大事故等に対処する要員の役割分担および責任者の配置に関する事項</u></p> <p>(2) <u>重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p>ア. <u>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること</u></p> <p>イ. <u>力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p>ウ. <u>重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること</u>および<u>有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p>エ. <u>成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p>オ. <u>成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</u></p> <p>(3) <u>重大事故の発生および拡大の防止に必要な措</u></p>	<p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ TS-23 参照</p> <p>・ TS-41 参照</p> <p>・ TS-58 参照</p> <p>・ TS-59 参照</p> <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p> <p>・ 電源事業本部保安業務要領(既存)</p>	<p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 重大事故等発生時における本社の支援に関する活動について記載する。(外部文書(原子力災害対策規程・細則)に規定)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>置、アクセスルート¹の確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>4. 各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの重大事故等に対処する要員の防護に関すること</p> <p>5. 各課長は、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</p> <p>6. 各課長は、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>7. 電源事業本部部长(原子力管理)は、第1項の方針に基づき、本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>8. 電源事業本部部长(原子力管理)は、第7項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>9. 電源事業本部部长(原子力管理)は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1: 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員もしくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書	
		記載すべき内容		記載の考え方		記載内容の概要	
<p>ニ 大規模損壊</p> <p>(1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ニ 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に)実施すること。</p> <p>三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の8</p> <p>[2号炉]</p> <p>課長(技術)は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあつて、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるに</p>	<p>緊急時の措置要領(新規)</p> <p>電源事業本部保安業務要領(既存)</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>TS-23 参照</p> <p>TS-41 参照</p> <p>TS-58 参照</p> <p>TS-59 参照</p> <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <p>設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p> <p>大規模損壊発生時における本社の支援に関する活動について記載する。(外部文書(原子力災害対策規程・細則)に規定)</p>		
<p>ニ 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に)実施すること。</p> <p>三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>ニ 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に)実施すること。</p> <p>三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の8</p> <p>[2号炉]</p> <p>課長(技術)は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあつて、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること</p> <p>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>ウ. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるに</p>	<p>緊急時の措置要領(新規)</p> <p>電源事業本部保安業務要領(既存)</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>TS-23 参照</p> <p>TS-41 参照</p> <p>TS-58 参照</p> <p>TS-59 参照</p> <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <p>設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p> <p>大規模損壊発生時における本社の支援に関する活動について記載する。(外部文書(原子力災害対策規程・細則)に規定)</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
<p>認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②)に関するものを除く。)については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持す</p>	<p>あたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 電源事業本部部长(原子力管理)は、大規模損壊発生時における本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 電源事業本部部长(原子力管理)は、第5項の計画に基づき、本社が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 電源事業本部部长(原子力管理)は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1: 重大事故等対処設備を設置もしくは改造する</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>るための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p><u>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、ライターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>2. <u>重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定められた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</u></p>	<p>場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いている小型放水砲、化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車を設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員または自衛消防隊を新たに認定する場合は、<u>第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p>【島根原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p>		該当規定文書	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
第67条(記録)		実用炉規則第92条第1項第17号 記録及び報告		記載すべき内容		記載の考え方	
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点での期間	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p>	<p>(記録)</p> <p>第119条 各課長、当直および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1.については保存し、その他については、適正*に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表119-2および表119-3に定める検査に関する記録について適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正*に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>【表119-1、表119-2、表119-3および第119-4省略】</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索</p>	<p>文書・記録管理基本要領(既存)</p>	<p>記録に関する事項について既に記載していることから変更なし。</p>	
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点での期間		<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索</p>	<p>文書・記録管理基本要領(既存)</p>	<p>本項に係る要求事項の変更はないことから、変更なし。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた 4. 2. 1 (4)の表の4. 2. 4項に係る文書を作成する。</p> <p>【以降、省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第87条(発電用原子炉の運転) 九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるときを除く。</p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>第134条(事故故障等の報告) <省略></p>	<p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(報告) 第120条 各職長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合。(第72条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第87条, 第88条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第100条の2)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>(5) 第75条(異常発生時の基本的な対応)第1項または第2項に定める異常が発生した場合。</p> <p>2 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3 第1項(1)に該当する場合、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>4 本条に規定される報告については、「<u>緊急時の措置要領</u>」に基づき実施する。</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ TS-62 参照</p>	<p>・ 緊急時の措置要領(新規)</p>	<p>・ 所長および原子炉主任技術者に報告すべき事項等について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、<u>運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)</u>へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第117条および第118条については、電源事業本部部长(原子力管理)の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条(報告)第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならぬ。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p>3. <u>原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を社長に直接報告することについて記載する。(既存)

表9-1

条文	内容
第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第37条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第77条(異常収束後の措置)</p> <p>第81条(燃料の取替実施計画)</p> <p>第91条(管理区域の設定および解除)</p> <p>第117条(所員への保安教育)</p> <p>第118条(協力会社従業員への保安教育)</p>	<p>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)</p> <p>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)</p> <p>原子炉冷却材温度制限値</p> <p>原子炉の再起動</p> <p>燃料取替実施計画</p> <p>第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除</p> <p>第7項に定める管理区域の設定および解除</p> <p>所員への保安教育実施計画</p> <p>協力会社従業員への保安教育実施計画</p>		

表9-2

条文	内容
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)
第17条の4(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波、竜巻および積雪等が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		記載すべき内容				
		第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(2号炉)			
		第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)			
		第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順			
		第35条(残留熱除去系原子炉停止時冷却モード)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去ができる期間			
		第65条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(2号炉)			
		第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順			
		第72条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合			
		第73条(予防保全を目的とした保安作業を実施する場合)	運転上の制限を満足していると判断した場合 運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰に必要な安全措置 運転上の制限外から復帰している と判断している場合			
		第75条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置			
		第76条(異常時の措置)	異常の収束			
		第81条(燃料の取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果			
		第120条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要							
		<p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。) 第134条第2号から第14号に定める報告事項が生じた場合</p> <p>表9-3</p> <table border="1" data-bbox="667 1294 1814 1857"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱出力 ・ 炉心の中性子束密度 ・ 炉心の温度 ・ 冷却材入口温度 ・ 冷却材出口温度 ・ 冷却材圧力 ・ 冷却材流量 ・ 再結合装置内の温度 ・ 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 </td> </tr> <tr> <td>2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制御棒の位置 </td> </tr> <tr> <td>3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・ 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 </td> </tr> <tr> <td>4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始前の点検結果 ・ 運転停止後の点検結果 </td> </tr> <tr> <td>5. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・ 管理区域内における外部放射線に係る1週間間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 </td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱出力 ・ 炉心の中性子束密度 ・ 炉心の温度 ・ 冷却材入口温度 ・ 冷却材出口温度 ・ 冷却材圧力 ・ 冷却材流量 ・ 再結合装置内の温度 ・ 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 	2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制御棒の位置 	3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・ 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 	4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始前の点検結果 ・ 運転停止後の点検結果 	5. 引継日誌	6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・ 管理区域内における外部放射線に係る1週間間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 			
記 録 項 目												
1. 運転日誌 <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱出力 ・ 炉心の中性子束密度 ・ 炉心の温度 ・ 冷却材入口温度 ・ 冷却材出口温度 ・ 冷却材圧力 ・ 冷却材流量 ・ 再結合装置内の温度 ・ 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量 												
2. 制御材の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制御棒の位置 												
3. 燃料に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・ 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 												
4. 点検報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始前の点検結果 ・ 運転停止後の点検結果 												
5. 引継日誌												
6. 放射線管理に係る記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・ 管理区域内における外部放射線に係る1週間間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況 												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>7. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 ・ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 ・ 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 ・ 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類およびその運搬の経路 <p>8. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>9. 保安教育の実施報告</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 発電用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第191-2257号—7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第106条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。))を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するための、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【1項から3項 省略】</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p><u>組織</u>は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計及び工事計画(変更)認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) <u>自主対策設備</u>^{*1}(2号炉)</p> <p>(5) <u>炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u></p> <p>(6) その他、自ら定める設備</p> <p>※1: <u>自主対策設備とは、技術基準規則の全ての要</u></p>	<p>・ 保全の対象範囲に重大事故等対処設備および自主対策設備を保全対象範囲として追加する。(新規記載)</p> <p>・ 施設管理要領(既存)</p>	<p>・ 重大事故等対処設備および自主対策設備を保全対象範囲として追加する。(新規記載)</p>		
<p>第 81 条(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p>						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事の重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備(2号炉)に該当することおよび重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備(2号炉)の該当有無</u>、<u>重要度分類指針の重要度等</u>を組み合わせ設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(b) 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>システムレベルの保安活動管理指標として、5. (1)の施設管理の重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1, クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備(2号炉)に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>(b) 非待機(UA)時間^{※2}</p> <p>(2) <u>組織</u>は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う²。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保安活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>(b) 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第19条から第74条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) <u>組織</u>は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) <u>組織</u>は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>録する。</p> <p>※2:非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1)組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検の計画(7. 1 参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画(7. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7. 3 参照)</p> <p>(2)組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3)組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>(1)組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2)組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>b. 事後保全</p> <p>(3)組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a)点検の具体的方法</p> <p>(b)構造物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>(c)実施頻度</p> <p>(d)実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a)設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①状態監視データの具体的採取方法</p> <p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b)巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構造物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定例試験の具体的方法 ② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期 ⑤ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p>(4) <u>組織</u>は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査^{※3}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期 <p>※3: 事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ。)</p> <p>7.2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) <u>組織</u>は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器の</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容(手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。)を記録する。</p> <p>(2)組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3)組織は、工事を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するための必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※4:法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)ならびに「電気事業法」の第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。(以下、第119条(記録)において同じ。)</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1)組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(2)組織は、特別な保安計画に基づき保安を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期 <p>8. 保安の実施</p> <p>(1)組織は、7. で定めた保安計画に従って保安を実施する。</p> <p>(2)組織は、保安の実施にあたって、第106条の2による設計管理および第106条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3)組織は、保安の結果について記録する。</p> <p>9. 保安の結果の確認・評価</p> <p>(1)組織は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した構造物、系統および機器の保安の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮している状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3)組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、<u>定めたプロセス</u>に基づき、保安が実施されていることを、<u>所定の時期</u>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1)組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセ</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>スを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</p> <p>a. 保安を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、<u>定めたプロセス</u>に基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) <u>組織</u>は、(1) および (2) の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保安の有効性評価</p> <p><u>組織</u>は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、<u>継続的な改善</u>につなげる。</p> <p>(1) <u>組織</u>は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保安データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保安方式を変更する場合には、7. 1 に基づき保安方式を選定する。また、構築</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) <u>組織</u>は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>組織</u>は，11. の保全の有効性評価の結果および2. の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，<u>継続的な改善</u>につなげる。</p> <p>(2) <u>組織</u>は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p style="text-align: center;">【以降，省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内部、第93条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域および系統より切離されている施設^{※1}を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 当直長は、格納容器内部および第93条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域の巡視点検について、「運転管理要領」に基づき実施する。</p> <p>3. <u>各課長または当直長は、系統より切離されている施設について、「運転管理要領」に基づき、一定期間^{※2}ごとに巡視し、点検を行う。</u></p> <p>※1:系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬型設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2:一定期間とは、1箇月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p> <p>【以降、省略】</p> <p>【第106条の2、第106条の3、第106条の4、第106条の5については変更なしのため省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。 TS-55 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の巡視点検について既に記載していることから変更なし。 重大事故等対処設備の巡視点検および可搬型設備の巡視点検について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 82 条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 82 条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならぬ。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、<u>発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が確に把握される箇所については、この限りではない。</u></u></p> <p>十六 <u>設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)</u></p>	<p>2. <u>発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、<u>実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</u></u></p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1, ※2}(以下、本条において「機器および構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※3}</p> <p>2. 所長は、3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子力施設の供用に伴う劣化の状況が確に把握される箇所を除く。</p>	<p>・ 高経年化技術評価対象に常設 SA 設備を加える。 (別途、申請済)</p> <p>・ 施設管理要領(既存)</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</p>	<p>※2:実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p> <p>※3:30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※4:原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5:原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p> <p>[左記の4に関しては手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第56条(定期事業者検査の実施) 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 <省略></p>	<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。 ※1: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途申請・認可済み 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>とは別の組織の者。</p> <p>(3)前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2)検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3)検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1)検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2)検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3)検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	<p>(燃料の検査) 第80条 課長(燃料技術)は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 課長(燃料技術)は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>・ 燃料の検査を施設管理の一環として整理されたことによる反映</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十九 保安点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>8. 5. 3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1(4)の表の8. 5. 3項に係る文書に定める。</p> <p>(施設管理計画) 第106条</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>原子力品質保証規程(既存)</p> <p>施設管理要領(既存)</p>	<p>情報の共有及び活用について既に記載していることから変更なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(6)組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証規程(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 不適合が発生した場合の公開について既に記載していることから変更なし。 原子力施設情報公開ライブラリーへの登録について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</u>を定めること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、<u>核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の島根原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の島根原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 審査基準の変更が行われたが、目的のため2次文書他には記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 目的のため2次文書他には記載なし 目的のため2次文書他には記載なし 	
<p>その他の事項</p>	<p>附則(令和 年 月 日 原規規発第 号) (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p>2. <u>本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災</u></p>	<p>附則(令和 年 月 日 原規規発第 号) (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p>2. <u>本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 施行期日について、条文適用の考え方を記載 TS-64 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 施行期日について、条文適用の考え方を記載 TS-64 参照 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)、第17条の6(資機材等の整備)、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)および第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付4 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階、2号タービン建物2階、2号廃棄物処理建物1階」および「図28. 屋外配管トレンチ(1)」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>5. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>			